

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン
第3次計画

～ たくましく ゆたかに 生きるために ～

平成26年3月

鳥取県教育委員会



はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動推進に関する法律」第2条）です。

鳥取県教育委員会では、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」という基本理念のもと、教育施策の推進に努めており、子どもの読書活動については、平成16年4月に「子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、平成21年3月には第2次計画を定め、様々な取組を行ってきました。

この間、各地域で学校や図書館等と連携して活動する読み聞かせボランティアのネットワークが形成され、市町村における子ども読書活動推進計画の策定などが進むなど、子どもの読書活動の大切さに対する認識が広まってきましたが、一方で、子どもを取り巻く社会情勢や読書環境の変化により、学年が上がるにつれて本を読まない割合が増加しており、時代に応じた対応が求められています。

また、平成20年度、21年度に公示された学習指導要領においても、各教科の学習を通じて言語活動の充実を図ることとされており、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実することが定められています。

この「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）」は、平成26年4月から、おおむね5年間の子どもの読書活動推進の基本的方向を示すものです。

子どもの読書活動を推進するためには、社会の変化を踏まえた、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が重要であることから、県教育委員会では、市町村や読書関係団体等の皆様と連携しながら取り組むこととしています。関係者ならびに県民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、様々なご提言やご意見をいただきました鳥取県子どもの読書活動推進委員会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様にお礼を申し上げます。

平成26年3月

鳥取県教育委員会

教育長 横濱 純一



目次

第1章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義	1
2 子どもの読書活動推進の背景	1
3 ビジョン策定の趣旨	2
4 ビジョンの期間	2
5 ビジョンの柱	3
6 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンの体系図	3
7 目標値の設定	4

第2章 第2次計画期間(H21.4～H26.3)の成果と課題

1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実	5
2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実	8
3 子どもの読書活動を支える人の育成	12
4 子どもの読書活動の推進についての啓発・広報	12

第3章 推進のための具体的方策

1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実	
(1)家庭での子どもの読書活動の推進	13
(2)地域での子どもの読書活動の推進	14
(3)学校等での子どもの読書活動の推進	17
2 子どもの読書活動を支える人の育成	20
3 子どもの読書活動推進についての啓発・広報	21

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 県の推進体制の整備	22
2 市町村の推進体制の整備	22
3 民間団体等の連携・協力の推進	22

第1章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動の意義と大人の役割

- 子どもの読書活動とは、「本（文学作品に限らず、自然科学、社会科学関係の本や新聞、何かを調べるために関係する本なども含む）を読む」（*）ことはもちろん、「本を読んでもらう」「本から得た知識や情報を活用する」など、子どもが本に親しみ、本の世界を広げたり深めたりするすべての活動である。
- 読書を通して、子どもたちは読解力や思考力を養い、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることができる。
- 楽しむために読む、調べるために読む、知的欲求を満たすために読むなど、さまざまな側面をもつ読書は、子どもが自ら考え、行動し、社会に参画するために必要な知識を得る大切な契機となる。特に、社会が急激に変化していく中で、読書を通して生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身につけていくことは重要であり、社会全体で積極的にそのための環境整備に努めていかなければならない。
- 子どもには、本を選び、本を読み聞かせ、手渡し、言葉の世界へいざなってくれる大人の存在が必要である。子ども達が成長する中で、繰り返し本を読んでもらったり、大人が子どもに寄り添って同じ本を読んだり、ともに読書の時間を過ごすことにより、子ども達は知らず知らずのうちに本の魅力を体得し、読書意欲を高めていく。

2 子どもの読書活動推進の背景

〈子どもを取り巻く社会環境〉

- 今日、私たちを取り巻く社会は、核家族化・少子高齢化などの進行により、家庭や地域など子ども達の成長を支える基盤が弱くなってきている。また、ケータイ、スマートフォン（*）、パソコン等の情報通信機器の急速な普及も、子どもの生活や環境に様々な影響を与えているため、保護者や子どもの身近にいる大人が、安全で適切な使い方について配慮していく必要がある。その他、読書の新たな手段として普及しつつある電子書籍についても、今後の推移に十分留意する必要がある。
- 特に、学年が上がるにつれて様々な要因で読書離れとなるケースも多い。読書に親しむ生活習慣が定着するような環境を整備し、社会全体で子どもの読書活動を推進する機運を高める必要がある。

〈国の動向〉

- 子どもの読書活動を積極的に支援するため、国会は、平成12年を「子ども読書年」とすることを決議し、平成12年5月には「国際子ども図書館」（*）を開館した。
- 平成13年12月には、子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（*）が公布・施行され、4月23日が「子ども読書の日」（*）に定められた。また、平成14年8月に、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、平成17年7月には、読書活動と関わりの深い「文字・活字文化振興法」（*）が施行されたほか、平成20年6月の「国民読書年に関する議決」（*）によ

* 「本を読む」：平成16年2月3日文化審議会「これからの時代に求められる国語力について」

* スマートフォン（smartphone）：コンピュータ機能を持つ携帯電話。「smart」は「賢い」の意。

* 国際子ども図書館：我が国初の国立の児童書専門図書館。国内外の児童書や研究書などを収集・提供・蓄積し、情報発信を行うとともに、子どもの読書に関わる活動を支援する。

* 子どもの読書活動の推進に関する法律／文字・活字文化振興法：資料編に掲載

* 子ども読書の日：「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

り平成22年が「国民読書年」と定められ、様々な読書活動に関する取組が展開されている。平成25年5月には、第3次「子どもの読書活動の推進に関する基本的計画」が策定され、今後5年間の国施策の新たな方向性が示された。

- 平成19年に改定された学校教育法第21条5項には、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」と、学校での読書活動への期待が記されている。
- 平成20年には図書館法が改正され、図書館が行う事業に、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を追加、司書及び司書補の資格要件の見直しのほか、県教育委員会は、司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備などが行われた。
- 平成20年度及び21年度に公示された学習指導要領の総則には、「学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童（生徒）の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」と記され、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語活動を支える条件として読書活動推進の重要性が示されている。
- 幼稚園教育要領及び保育所保育指針では、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行うことを定めている。

〈県の取組〉

- 子どもたちの心豊かな成長及び学力向上に読書が重要な役割を持つことを踏まえ、平成9年度から一斉読書を開始した。また、平成10～14年度の5年間で400名の司書教諭資格者を養成し、平成15年度から全ての公立小中学校に司書教諭を配置したほか、県立高等学校においても平成13年度から司書教諭（正職員）を配置し、学校での子どもの読書活動を推進する環境を整備した。
- 平成13年度からブックスタートが導入された。平成21年度にはブックスタート実施率が100%に達し、親子の絆づくりや幼少期から親子で本に親しむ環境づくりを支えている。
- 平成16年4月には関係機関が連携して子どもの読書活動推進に取り組むため「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、平成21年3月に同ビジョンの第2次計画を定めた。
- 平成25年3月に、平成18年に策定した「鳥取県立図書館の目指す図書館像」を改定し、引き続き「知の拠点」である図書館づくりに取り組んでいる。

3 ビジョン策定の趣旨

- 鳥取県では、子どもの読書活動を全県的に推進するために「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定している。
- このビジョンは、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項の規定による計画であり、鳥取県の未来を担う子どもの心豊かな成長を促すため、子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的な方向性や具体的取組を示すものである。
- このビジョンは、鳥取県子どもの読書活動推進委員会において、これまでの取組の成果と課題を検証し、今後の子どもの読書活動推進のための基本施策の方向を見直したものであり、県だけでなく、市町村、民間団体等に対しても積極的な取組を期待するものである。

4 ビジョンの期間

- ビジョンの期間は、平成26年度からおおむね5カ年とする。

* 国民読書年に関する議決：平成20年6月8日に国会で議決。2010年を「国民読書年」と定め、これにより政府が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねることを宣言した。

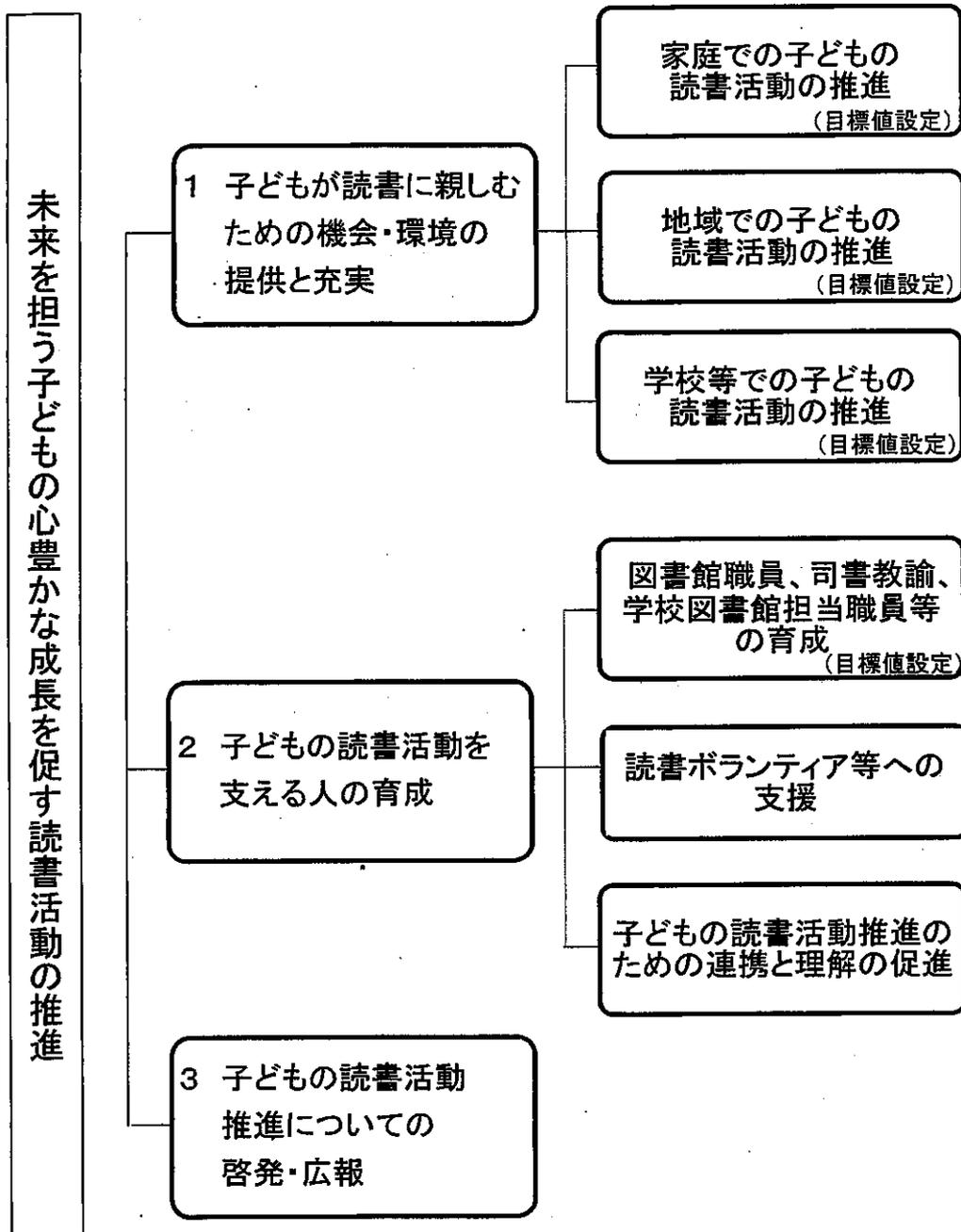
5 ビジョンの柱

○子どもの読書活動推進のための具体的方策は、次の3つの柱に基づいて整理する。

- ① 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実
- ② 子どもの読書活動を支える人の育成
- ③ 子どもの読書活動推進についての啓発・広報



6 鳥取県子どもの読書活動推進ビジョンの体系図



7 目標値の設定

1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実

項目		平成24年度	平成30年度目標
家や図書館で、平日1日に10分以上読書する割合	小学3年生	75.5%	80.0%
	小学6年生	62.9%	70.0%
	中学3年生	56.0%	70.0%
	高校2年生	44.2%	60.0%

(家庭・地域教育課調べ)

項目	平成23年度	平成30年度目標
市町村図書館と読書ボランティアの連携による取組数(読み聞かせ、おはなし会等)	24/30館	30/30館

(県立図書館調べ)

項目	平成24年度	平成30年度目標
公立図書館の県民1人あたりの貸出冊数	5.3冊/年	6.0冊/年

(県立図書館調べ)

項目		平成24年度	平成30年度目標
全校一斉読書実施率	小学校	99.3%	100%
	中学校	95.0%	
	高等学校	91.7%	

(小中学校課、高等学校課調べ)

項目		平成24年度	平成30年度目標
学校図書館図書標準達成率	小学校	41.8%	全国平均以上
	中学校	30.0%	

(文科省「学校図書館の現状に関する調査」)

項目		平成24年度	平成30年度目標
1ヶ月に1冊も本を読まない割合(不読率)	小学3年生	3.2%	3%以下
	小学6年生	8.5%	6%以下
	中学3年生	17.0%	12%以下
	高校2年生	21.3%	16%以下

(家庭・地域教育課調べ)

項目		平成25年度	平成30年度目標
「読書が好き」な子どもの割合	小学生	74.7%	向上
	中学生	73.0%	向上

(文科省「全国学力・学習状況調査」)

2 子ども読書活動を支える人の育成

項目	平成24年度	平成30年度目標
市町村図書館における研修会の開催	14/19市町村	19/19市町村

(県立図書館調べ)

項目	平成24年度	平成30年度目標
県立図書館主催の専門研修会総参加者数	532名	600名以上

(県立図書館調べ)

項目	平成25年度	平成30年度目標
「子ども読書活動推進計画」を策定している市町村の数	12市町村	15市町村

(家庭・地域教育課調べ)

3 子ども読書活動推進についての啓発・広報

項目	平成25年度	平成30年度目標
「子ども読書の日」等における市町村等の各種啓発の取組数	52	70

(家庭・地域教育課調べ)

第2章 第2次計画期間（H21.4～H26.3）の成果と課題

1 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

（読書好きが多い鳥取県の子ども）

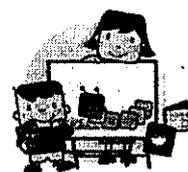
- ・小、中、高等学校で全校一斉読書が進み、全市町村でブックスタート※が導入されるなど、学校や市町村での読書活動の取組が充実してきた。
- ・「平成24年度子ども読書に関するアンケート」（鳥取県教育委員会実施／以下「アンケート」という。）によると、約8割の子供が、「読書が好き」、「どちらかというが好き」と回答しており、全国に比べて割合が高い。また、「読み聞かせが必要とは思わない」と回答した保護者は0%（前回調査4.8%）であり、家庭での読書の重要性が保護者に伝わりつつある。

（学年が上がるにつれて本を読まない割合が増加）

- ・アンケートによると、小・中学生、高校生とも1日に全く本を読んでいない割合が増加しており、1ヶ月に1冊も本を読まない割合は、中学3年生で17.0%、高校2年生で21.3%と、学年が上がるにつれて、学校以外（家庭、図書館等）での読書時間が減少している。
- ・本を読まない理由としては、「本を読みたいと思わない」のほか、「スポ少や部活、勉強がある」が多く、幼稚園・保育所年長児の保護者では、「仕事、家事があるため、家庭での読み聞かせや子どもと一緒に読書していない」と回答する割合が増えている。
- ・関心事が多様化する中学生、高校生に対して読書の意義を伝え、自主的な読書活動を促す取組を進める。
- ・家庭における読書活動の定着に向けて関係機関が連携し、読書や読み聞かせの重要性について、保護者への理解を一層深めていく必要がある。

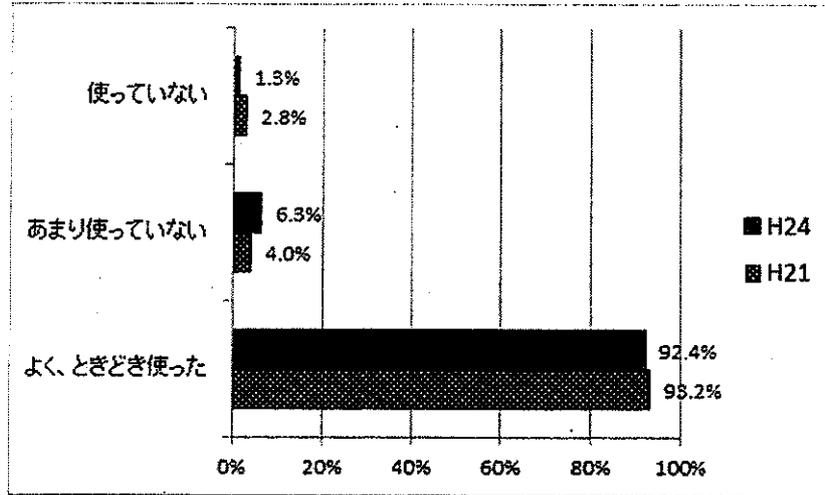
第2次計画目標値の達成状況			
□1週間に1回以上、家庭で読書をしたり、読み聞かせをしてもらった子どもの割合			
区分	平成25年度目標値	達成状況	
乳幼児期（0～5歳）	95%	89.6%	家庭で読み聞かせをしている割合 家や図書館で平日1日に10分以上読書をしている割合
小学生（低学年）	90%	75.5%	
小学生（高学年）	85%	62.9%	
中学生	75%	56.0%	
高校生	50%	44.2%	

（「鳥取県子どもの読書活動に関するアンケート（H24）」）

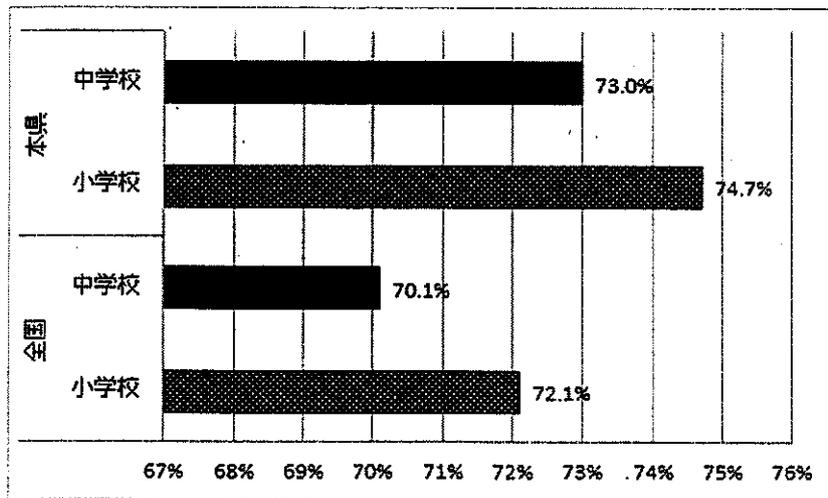


*ブックスタート：生まれる前の両親学級や乳幼児健診の機会に、すべての赤ちゃんと保護者に絵本を手渡し、「親子で一緒に絵本を楽しむことで心の通い合いを深めることの大切さ」や「地域で子育てを応援しています」といったメッセージを伝える運動

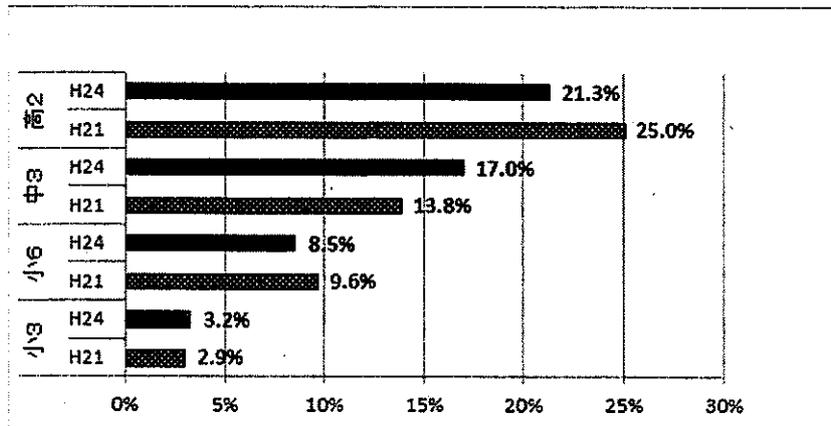
○「ブックスタートでもらった本を家庭での読み聞かせ等に使いましたか。」(アンケート結果)



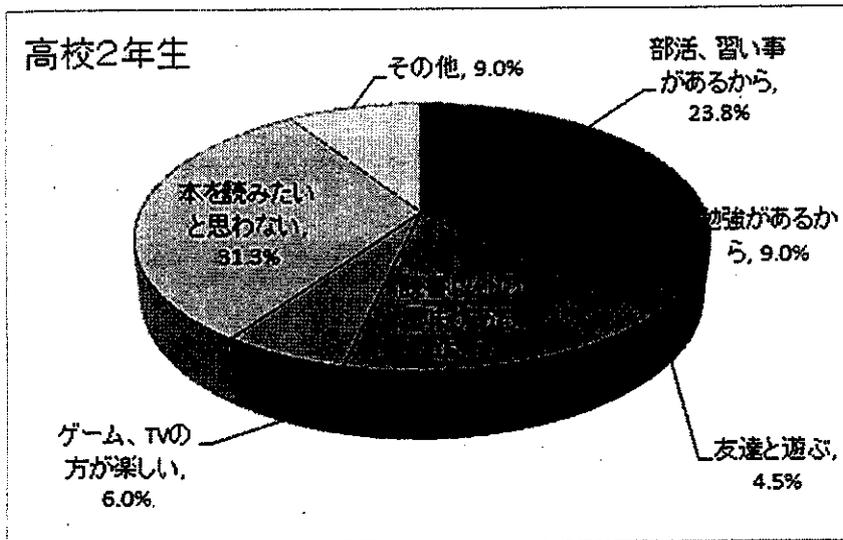
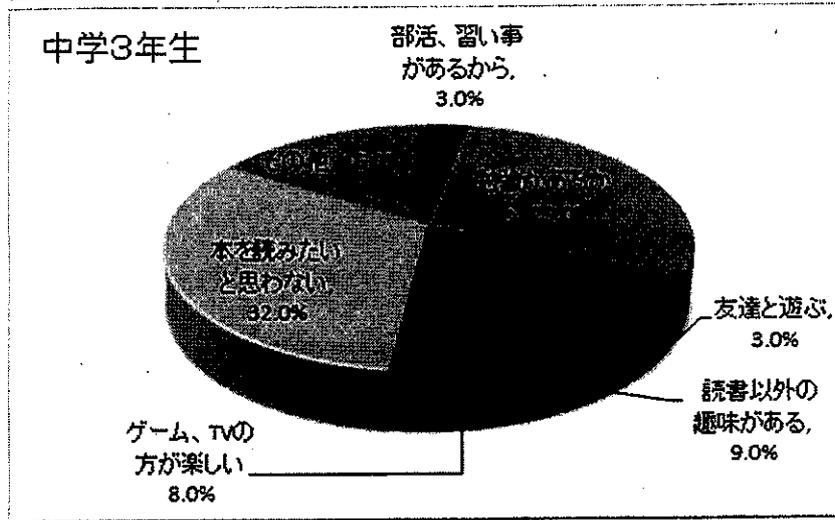
○「読書は好きですか」との問いに、「あてはまる」「どちらかというあてはまる」と回答した割合の合計値
 (「全国学力・学習状況調査(H25)」(文科省))



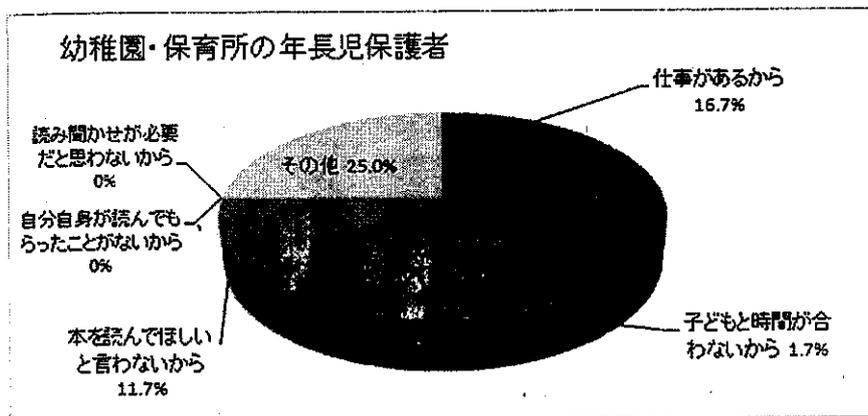
○「1ヶ月に読む本が0冊」と回答した割合(アンケート結果)



○1ヶ月に1冊も本を読まなかった理由 (アンケート結果)



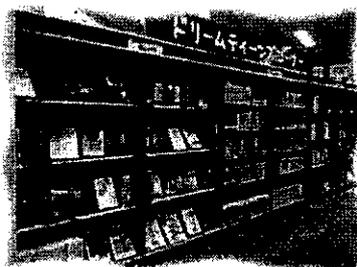
○お子さんに読み聞かせをしたり、一緒に本を読まない理由 (アンケート結果)



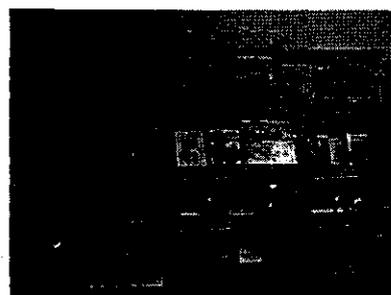
2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

(図書館の施設整備が進む)

- ・県立図書館では、市町村図書館や学校図書館との連携による取組が充実しており、「子どもの本の講座」の開催や、図書の団体貸し出し、見本用新刊児童書の貸出し、資料相談などを展開しているほか、平成24年には青少年の夢を叶えるための「ドリームティーンズコーナー」を学校図書館と連携して開設した。
- ・市町村図書館では、平成21年からの5年間で3館が開館またはリニューアル、7館が子育てコーナーを開設するなど施設の充実が図られているほか、児童書の蔵書数や団体貸出の冊数も増えている。
- ・県立図書館、市町村図書館が核となって読書ボランティア(*)と連携して「おはなし会」などを実施することにより、子どもにとっての読書の大切さへの理解が深まっている。
- ・「平成24年度学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)によると、公立小中学校の司書教諭は全校配置されており(全国1位)、学校図書館担当職員の配置率も、小学校92.5%(全国平均47.9%)、中学校98.3%(全国平均47.6%)と全国上位にある。県立高等学校においても、全校に司書教諭(全国平均85.0%)及び常勤の学校図書館担当職員(全国平均62.0%)が配置されている。また、学校図書館と市町村図書館との連携も進んでいる。
- ・特別支援学校でも、司書資格を有する非常勤職員が全校配置され、図書館との連携が進んでいる。県立図書館においても、図書館利用に障がいのある利用者向けの「は〜とふるサービスコーナー」の設置、大活字本、布絵本等を重点購入するなど、障がいのある子どもたちの読書環境の充実に努めている。



ドリームティーンズコーナー



は〜とふるサービスコーナー

(図書館の一層の利用促進が必要)

- ・学校図書館図書標準(*)は、第2次計画の目標値30%は達成したものの、全国に比べて低い水準にある。また、学年が上がるにつれて学校図書館の利用が低くなっている傾向も見られ、図書館の魅力向上の取組が一層求められる。
- ・アンケートによると、1ヶ月に1度も市町村図書館を利用しない割合が増加していることから、「本を借りる」以外の利用促進にも取り組む必要がある。
- ・図書館の利用促進に向けた工夫や、図書館相互及びボランティア等との連携を強化していく必要がある。

* 読書ボランティア：読み聞かせグループや家庭文庫など、読書活動に関わるボランティア

* 学校図書館図書標準：平成5年3月25日の文部省初等中等教育局長による通知に基づき、公立義務教育諸学校の学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの

第2次計画目標値の達成状況

□市町村図書館と読書ボランティアの連携による取組の実施割合（県立図書館調べ）

H25 目標値	達成状況 (H24 実績)
100%	82.1%

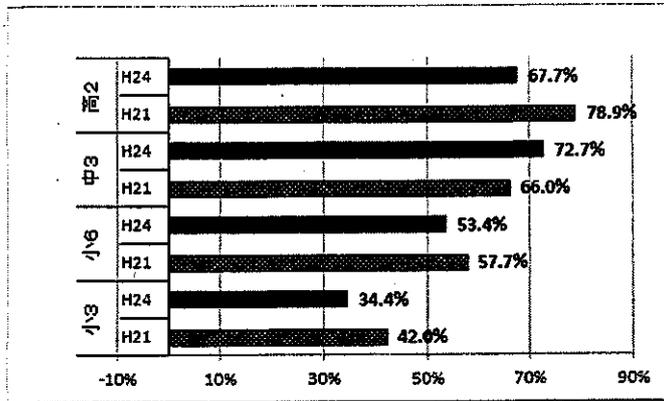
□学校での全校一斉読書実施率（小中学校課、高等学校課調べ）

区分	小学校	中学校	高等学校
実施校数 (H24 実績)	133/134	57/60	22/24
実施率	99.3%	95.0%	91.7%
H25 目標値	100%	100%	80%

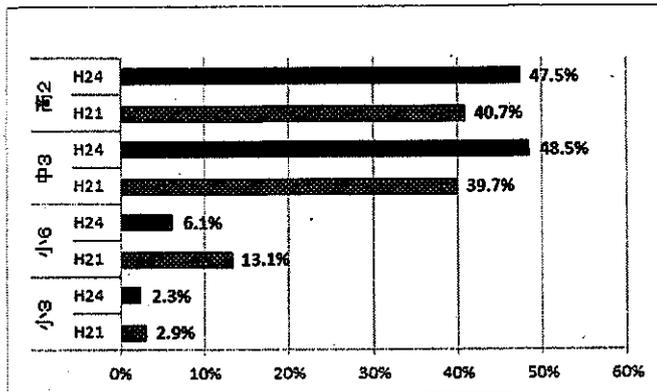
□学校図書館図書標準達成率（「学校図書館の現状に関する調査」(文科省)）

区分	H25 目標値		達成時状況 (H24 実績)		全国の状況 (H23 末)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
達成校数	—	—	56/134	18/60	—	—
達成率	30.0%	30.0%	41.8%	30.0%	56.8%	47.5%

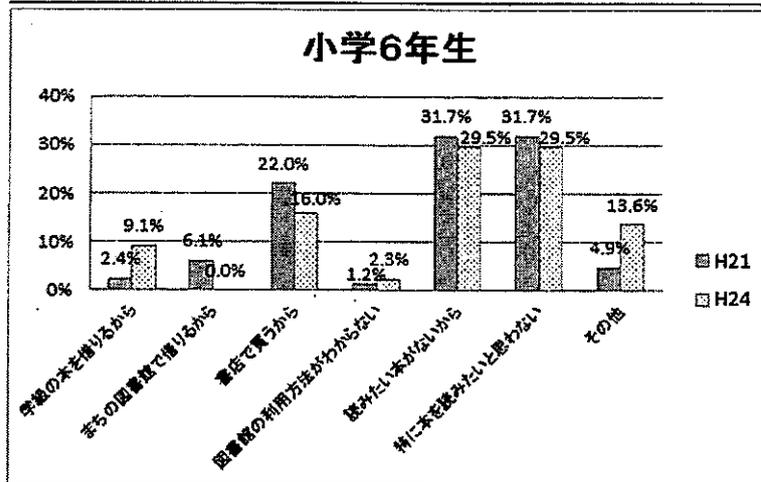
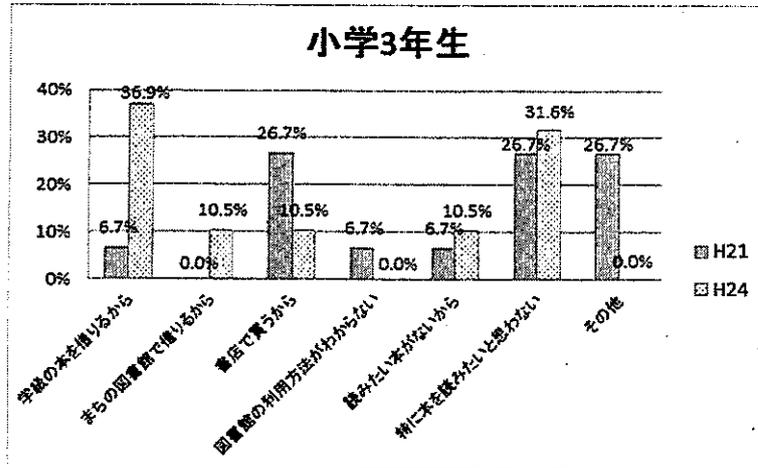
○市町村図書館の利用「0回/月」（アンケート結果）



○学校図書館の利用「0回/月」（アンケート結果）

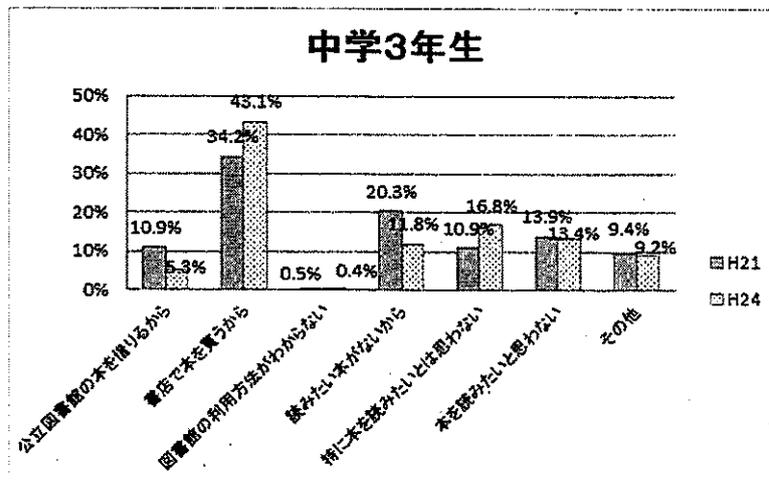


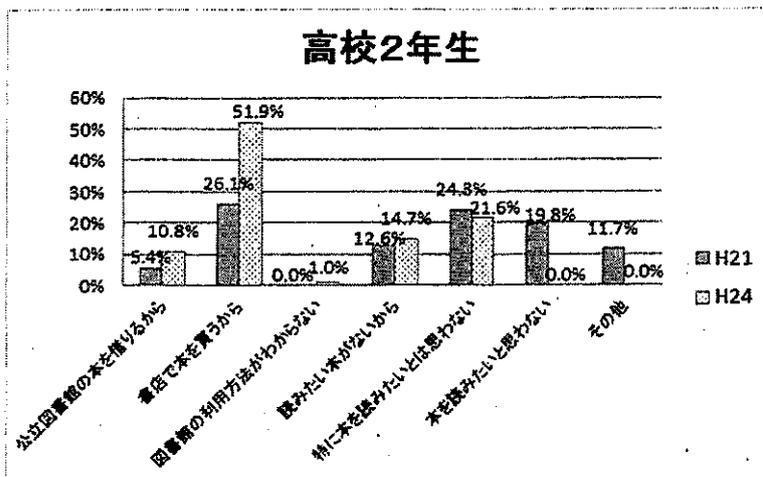
○学校の図書館に行かなかったのはなぜですか。(小3、小6) (アンケート結果)



学校図書館を利用しない理由として、小学3年生では、「学級の本を借りる」との回答が最も多く、すぐに借りられる学級文庫の利用が多いと思われる。また、「読みたい本がない」「特に本を読みたいと思わない」との回答も高い割合であることから、読書への関心を引き出すため、本の紹介をするなどの働きかけが重要になってくると考えられる。

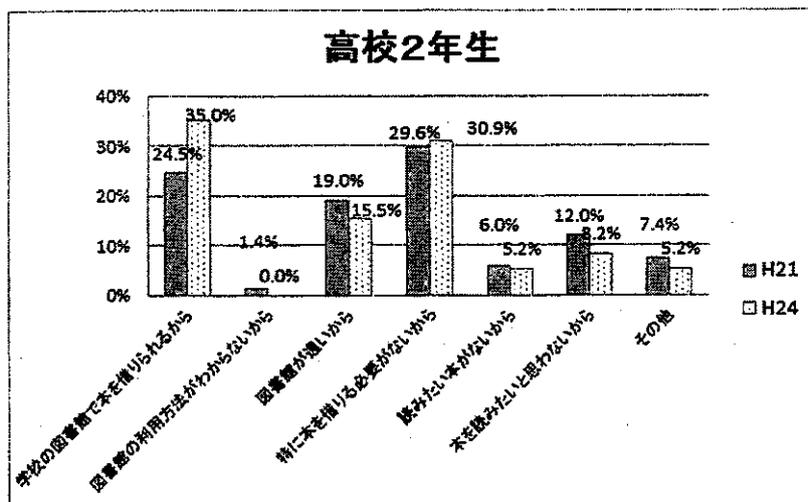
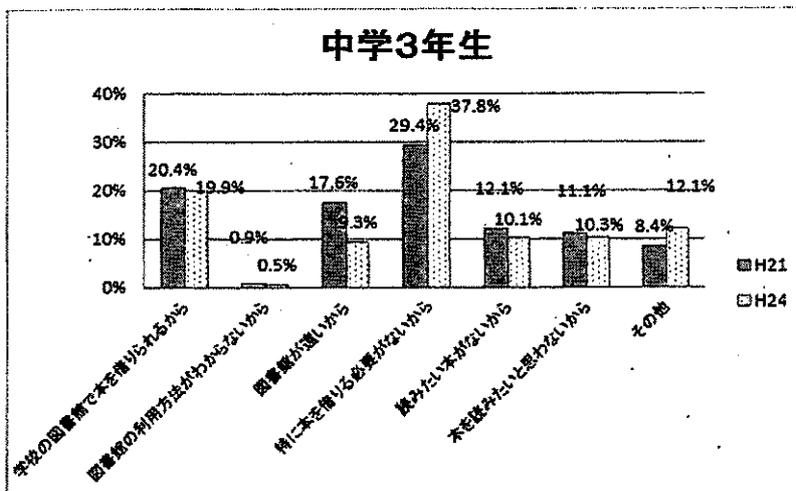
○学校の図書館に行かなかったのはなぜですか。(中3、高2) (アンケート結果)





学校図書館を利用しない理由は、「書店で本を買う」が最も多い。特に高校生では半数以上になるなど大きく増加している。中学3年生では「特に本を読みたいと思わない」「本を読みたいと思わない」が4割を超え、読書への関心の薄さが表れている。

○市町村の図書館に行かなかったのはなぜですか (中3、高2/※その他の学年は「資料編」に掲載)



市町村図書館を利用しなかった理由として、中学3年生以上では「特に借りる必要がない」が最も多くなっている。

3 子どもの読書活動を支える人の育成

(子どもの読書活動に関わる人材の充実と連携)

- ・平成23年度に鳥取県子ども読書アドバイザー(*)を養成し、保護者研修会などに派遣しているほか、「学校支援ボランティア事業」(*)や「放課後子ども教室事業」(*)においても地域のボランティアが読み聞かせを行っている。特に、子ども読書アドバイザーの派遣は、地域の読書ボランティアの資質向上と保護者啓発の面で成果を挙げている。
- ・平成24年度には、県内14市町村の図書館で、小中学校の教職員を対象とした研修会を実施しており、ほとんどの市町村で司書教諭が参加している。
- ・司書教諭及び学校図書館担当職員、読書ボランティアなど、子どもの読書活動推進に関わる人の研修会や意見交換会を充実し、継続的にスキルアップを図ることが必要である。
- ・子どもの読書活動に関わる人の知識や経験が発揮されるためには、学校、図書館、関係団体が連携を充実させることが重要であり、各市町村における子どもの読書活動推進計画策定を働きかける必要がある。

第2次計画目標値の達成状況

□市町村図書館における研修会(対象:小中学校職員)の実施割合

(県立図書館調べ)

区分	H25 目標値	達成状況 (H24 実績)	
			うち司書教諭参加
実施市町村数	—	14/19	9/14
実施率	100%	73.7%	64.3%

4 子どもの読書活動の推進についての啓発・広報

- ・全市町村の図書館等において「子ども読書の日(4月23日)」、「子どもの読書週間」や「文字・活字文化の日」などに合わせて様々な催し等が開催されている。
- ・引き続き、これらの日、期間を中心にしつつ、日ごろから子ども達が読書に親しむ契機となるような取組、広報を充実していくことが必要である。

第2次計画目標値の達成状況

□子ども読書の日認知度

(アンケート結果)

区分	H25 目標値	達成状況
幼稚園、保育所、小中学校保護者	90%	3.8% (幼稚園・保育所保護者)
一般県民	70%	—

○子ども読書活動の日・週間における啓発行事などの取組状況

区分	H20	H24
実施市町村数	18/19	19/19
実施率	94.7%	100%

- * 鳥取県子ども読書アドバイザー:子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験を持つ人材を「子ども読書アドバイザー」として学校、幼稚園・保育所等の保護者研修会などに派遣している。
- * 学校支援ボランティア事業:学校の要望に応じて地域の方々がボランティアとなって学校を支援する仕組み。生活や学習の支援、環境整備、登下校時の見守りなどを行う。
- * 放課後子ども教室事業:子どもの安全・安心な居場所づくり推進のため、原則として小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施している。

第3章 推進のための具体的方策

子どもにとっての読書は、言葉を学ぶ、感性を磨く、表現力を高める、想像力を豊かにするほか、人生をよりよく生きる力を得ることができるものであり、知的活動の基盤となるものである。また、感受性の高まる時期に自らの感性に響く本との出会いを契機に読書を好むようになる傾向がある。

子どもたちがこうした本と出会い、自ら読書に取り組むよう、本を選び、読み聞かせ、手渡す存在である身近な大人が、進んで読書に親しみながら子どもの読書活動に理解と関心を持ち、家庭・地域・学校が一体となって最適な環境づくりに努めなければならない。

1 子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実



(1) 家庭での子どもの読書活動の推進

【現状・課題】

子どもの読書習慣を形成するには、子どもが生活習慣を身につける上で最も大切な場である家庭において、乳幼児期から自然に本に親しむ機会が提供されることが重要である。

しかし、ゲーム機、ケータイやスマートフォン等の情報端末機器の急速な普及や、塾や習い事、部活動などにより、子どもたちは家庭でゆっくり読書に親しむ余裕がない環境にあり、保護者も、家庭で子どもと本を読む時間がない、など多忙感を覚えている。

鳥取県では、平成23年度に子ども読書アドバイザーを養成し、保護者研修会等に派遣している。また、全市町村にブックスタートが普及し、保護者に絵本を手渡しているほか、地域の図書館等での「おはなし会」や「子育て支援講座」の開催など、関係機関が連携しながら家庭での読書の大切さを保護者に伝えている。さらに、図書館や学校からの広報誌による情報提供、ノーテレビデー(*)等と連携した地域での取組も行われている。

引き続き、子どもの読書に対する興味・関心をそれぞれの家庭にあった方法で引き出せるよう、様々な機関が連携・協力して保護者に啓発することが求められる。

【取組の方向性】

〈家庭での読書の働きかけ〉

- ・「家庭教育推進協力企業制度」(*)の取組に家庭での読み聞かせや親子読書を盛り込み、家庭での読書を働きかける。
- ・市町村と連携し、「ブックスタート」に続き、ブックセカンド、ブックサードなどの「ブックスタートフォローアップ事業」の推進を図る。
- ・参観日やPTA活動、図書館や保健センターで行われる「子育て講座」など、保護者が集まる機会に子ども読書アドバイザーを派遣し、読書の大切さや読み聞かせの楽しさについて、理解の促進を図る。
- ・「心とからだいきいきキャンペーン」(*)を展開し、家庭において、「ノーテレビ・ノーゲームデー」を設けたり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合うなど、子どもが読書に親しむきっかけづくりを促すほか、「子ども読書の日」(4月23日)、「文字・活字文化の日」(10月27日)を中心としながら、家庭での読書を働きかける。

*ノーテレビデー：家庭でテレビを消し、家族で過ごす取組。読書をして過ごす家庭もある。

*家庭教育推進協力企業制度：企業・従業員を挙げて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに取り組む企業(協力企業)と鳥取県教育委員会が協定を結び、家庭教育を推進。平成25年12月末現在締結企業数：570企業

*心とからだいきいきキャンペーン：子どもたちの望ましい基本的生活習慣の定着を目指し、平成17年度から鳥取県教育委員会が取り組んでいる。取組の6つの柱：①しっかり朝食を食べよう、②じっくり本を読もう、③外で元気に遊ぼう、④たっぷり寝よう、⑤長時間テレビを見るのはやめよう、⑥服装を整えよう。

(2)地域での子どもの読書活動の推進

①公立図書館(県立図書館、市町村図書館、公民館・児童館図書室)の役割と取組

【現状・課題】

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところに本に親しむことができる環境をつくることが重要である。特に、公立図書館は、子どもが学校以外で様々な本と出会える場所であり、地域における読書活動の中核的な役割を果たすことが期待される。

県内では、17市町村の図書館が県立図書館との横断検索ネットワークにより、各図書館のホームページで県内図書館の蔵書を検索できるサービスを提供しているほか、県立図書館と市町村図書館間の物流システムによる配本サービスにより、市町村図書館を介して小中学校への団体貸出しを行うなど、図書館相互の連携・協力が進んでいる。

また、読書ボランティアと連携して、おはなし会等の児童向けサービスが行われているほか、児童図書コーナー設置、保護者のニーズにあわせたブックリスト(*)の作成や読書案内など、本の魅力を子どもに伝える工夫がなされている。今後、このような連携が一層求められる。

県立図書館では、環日本海諸国(*)をはじめとする外国語の図書資料を整備した環日本海交流室を設けているほか、国際交流員と連携して、外国と交流している学校の活動支援や図書館での外国語で絵本を楽しむ講座などを開催している。

公民館、児童館や病院内の図書室も、図書館がない地域の子どもたちに身近な読書施設としての役割が期待されているが、蔵書が少なく十分なサービスが提供できていないところもあることから、公立図書館と連携して図書をそろえたり、自動車文庫(*)が巡回するなど、子どもたちが利用しやすい環境づくりが求められる。

【取組の方向性】

ア 地域の中核施設としての機能

〈情報提供の充実〉

鳥取県図書館横断検索システム(*)など資料相談機能を地域住民に周知し、子どもや保護者、学校からの読書案内への対応をするとともに、保護者が本を選ぶときの参考となるブックリストの情報提供を行い、発達段階に応じた本に出会えるよう努める。

〈子どもと本の出会いの場を提供〉

各図書館や公民館、児童館において、読書ボランティアと連携した読み聞かせ会やおはなし会を開催するなど、親子で本に親しむ機会のほか、絵本の展示など図書館に訪れる多様な機会の提供にも努める。また、「子ども読書の日」をはじめとする子ども読書推進の関連行事に取り組む。

〈民間団体、学校図書館等との連携〉

学校図書館や保育所・幼稚園への団体貸出を進めるほか、地域の読書活動推進団体や保健所・保健センター等の関係機関と連携し、放課後子ども教室や放課後児童クラブでのおはなし会開催の働きかけや、読み聞かせ研修会の開催、子どもの読書活動に関する情報提供など、地域における子どもの読書活動を支援する。

*ブックリスト：図書館等が、年齢に応じた絵本や図書資料を選書し一覧として作成したもの

*環日本海諸国：主に、韓国、中国、ロシアの国々

*自動車文庫：図書館資料を積んで施設等を巡回し、一般貸出を行う車両

*鳥取県図書館横断検索システム：インターネット上で各図書館の蔵書情報を横断的に検索するシステム。検索した資料は、図書館間の物流システムにより1～2日で各市町村図書館・全高等学校、特別支援学校などに配送される。

イ 公立図書館の機能強化

〈資料の整備・充実〉

県立図書館は、見本資料として有用な新刊児童図書の購入や、研究書等の収集、子どもの読書に関する情報の収集、提供に努める。新刊図書の巡回展示などにより市町村図書館における子ども向け図書の計画的な整備と充実を支援する。

〈サービスの充実〉

鳥取県図書館横断検索システムによる資料相談、読書相談の取組をはじめ、配本サービスの利用促進など、図書館から離れた地域へのサービスの一層の充実を図る。

〈研修会・講習会の開催〉

図書の選択、収集、提供など、子どもの読書活動を推進する上で司書の役割は極めて重要であるため、司書配置の一層の充実、司書の専門的知識・技術の研鑽と向上のほか、読み聞かせ技術の向上を図る研修についても充実を図る。

〈多様な文化への対応〉

県内に在住する外国籍の子どもたちが読書に親しみ、また、日本の子どもたちも多様な言語や文化を理解できるよう、環日本海諸国の言語をはじめとする外国語の資料の整備や催しの開催、こうした言語に対応するための職員の研修や館内の案内表示等を充実させるなど、多様な文化に対する理解を深めるための取組を進める。

②民間団体等の役割と取組

【現状・課題】

県内には、「読み聞かせグループ」などの読書ボランティア団体をはじめ、子どもの読書活動推進に取り組む民間団体が多く存在し、学校や地域の図書館と連携して、子どもが読書に親しむさまざまな機会を提供している。また、学校の教育活動を支援する「学校支援ボランティア事業」や「放課後子ども教室事業」においても、地域のボランティアが読み聞かせを行っている。

これらの読書ボランティア団体等は、子どもたちに本の魅力を伝える重要な存在であることから、取組の状況を把握するとともに、活動の場が得られるよう働きかけることが必要である。

【取組の方向性】

〈民間団体等との連携強化と情報提供の充実〉

- ・読書ボランティア団体等の活動の場の提供、ネットワークの構築に努める。
- ・読書ボランティアとして活動するために必要な基礎研修や、情報提供に努める。
- ・「子どもゆめ基金助成金」(*)や国庫補助事業等の情報提供を行い、地域における子どもの読書活動を推進する取組を支援する。
- ・書店をはじめとする民間企業との協働による読書活動推進に努める。



*子どもゆめ基金助成金：21世紀を担う子どもの健全な育成を推進するため、民間団体が実施する様々な体験活動や読書活動等への支援を行う基金による助成

③障がいのある子どもへの配慮

【現状・課題】

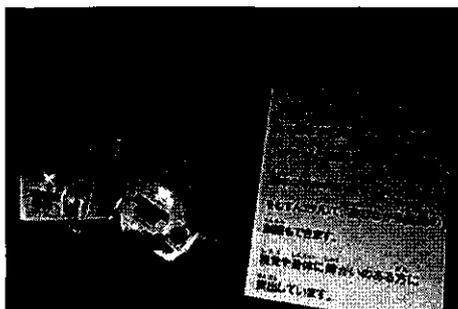
県立図書館では、障がいのある利用者の希望に応じて、宅配便による配本サービスを実施しているほか、点字図書（*）、録音図書（*）、大活字本（*）についても、県内の市町村図書館に対して、迅速に所蔵情報を提供している。また、公立図書館では、誰でも図書館を利用できるようユニバーサルデザイン（*）に基づいた整備が進められている。

今後とも、障がいのある子どもたちも自由に利用できるよう、障がいの種類や程度に応じた図書やサービス、読書スペースの充実のほか、特別支援学校での地域の読書ボランティアによる読み聞かせ等の充実など、様々な読書活動の支援が求められる。

【取組の方向性】

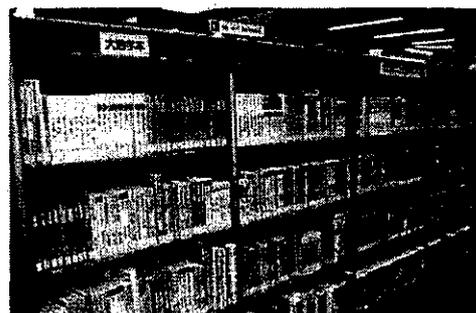
〈蔵書や施設の充実と多様なニーズへの対応〉

- ・公立図書館は、障がいの種類や程度に関わらず、すべての子どもたちが楽しむことのできるような「布絵本」や「さわる絵本」、点字図書、録音図書、大活字本などの整備を進めるとともに、施設のユニバーサルデザイン化を一層促進する。
- ・公立図書館は、手話ボランティアとの連携・協力により対面朗読や手話通訳による「おはなし会」を実施するほか、職員も手話を学ぶなどして、障がいのある子どもの希望に対応できる体制の整備に努める。
- ・県立図書館は、市町村図書館や特別支援学校への団体貸出しによる支援を行うほか、図書の宅配サービスなど、障がいによって図書館に来館できない子どもへのサービスを引き続き展開する。
- ・読書ボランティアなど民間団体が、特別支援学校で子どもの障がいの種類や程度に応じた活動を行うために必要なスキルの習得を支援する。



「布絵本」

フェルトなどのやわらかい布でできている絵本です。さわって物の形をたしかめたり、物語を楽しんだりします。



「大活字本」

文字が大きく、読みやすい活字で書かれています。目の病気や高齢などで小さな文字が見えにくくなった方にも多く利用されています。

* 点字図書：点字で書かれた図書資料

* 録音図書：朗読など音声やCD等の録音媒体に記録した資料

* 大活字本：弱視の人のために文字を大きくするなど、読みやすい工夫をした本

* ユニバーサルデザイン：年齢、性別、文化、身体の状況など、それぞれの人が持つさまざまな違いに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方

(3) 学校等での子どもの読書活動の推進

①幼稚園・保育所等

【現状と課題】

幼稚園・保育所では、人格形成の基礎を培う乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるように、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことが求められる。

県内の幼稚園・保育所等では、積極的に絵本の読み聞かせを取り入れ、家庭への絵本の貸出も行うなど、親子で本に親しむ機会が増えているほか、小中学生や高校生が、幼稚園や保育所の乳幼児に読み聞かせを行う取組も見られる。

親子で絵本や幼年文学(*)に触れることができる機会の提供や、子どもの読書に対する保育士や教員の理解を深めるなど、乳幼児が絵本や物語に親しむための環境づくりが必要である。



【取組の方向性】

〈図書の実質や関係者の理解促進などの環境整備〉

- ・絵本コーナー等、幼児が本に親しむためのスペースを確保し、市町村図書館と連携した図書の充実を図るなど、環境整備に努める。
- ・市町村図書館との連携や、子ども読書アドバイザーの活用等により、発達段階に応じた選書などに関する保育士や教員の研修会や連絡会を充実する。
- ・保育士や教員、読書ボランティアによるおはなし会の実施や、保護者への絵本や幼年文学の貸出を推奨し、家庭での読み聞かせを働きかける。

②小学校・中学校・高等学校

【現状と課題】

学校は、子どもが読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境を整備するなど、子どもが読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

県内の小・中学校では、平成9年度から「朝の斉読書」に取り組み、現在9割の学校で実施されているほか、高等学校においても、9割の学校で斉読書が実施されている。

こうした取組や、小学校での読書ボランティアによる「おはなし会」等は、児童・生徒が本に親しむ機会として一定の成果を挙げている。高等学校においても、県立図書館の支援により、配本サービスはもとより、各種展示や教職員・生徒向けの図書館活用セミナーも実施されている。

このように、学校において本に親しむ取組が行われている一方、自分に合った本に出会えないことが原因で、読書に関心を持つことができない子どもも存在することから、こうした子どもに対する支援や、授業以外で学校図書館を利用しない子どもに図書館の楽しさを伝える取組も必要である。



* 幼年文学：絵本の読み聞かせから、子ども自身が本を読み始める時期に多く読まれる図書

【取組の方向性】

ア 読書習慣の確立、読書指導の充実

〈朝読書、読み聞かせ等の全校一斉活動の実施〉

- ・朝の一斉読書を含め、全校一斉読書の取組を継続して実施する。
- ・地域の読書ボランティアと連携して、読み聞かせやおはなし会を一層充実させるとともに、読書活動に関連した行事を企画するなど、それぞれの学校に合った独自の取組を行うよう働きかける。

〈校内の推進体制の確立〉

- ・学校の実践事例の紹介や研修を通して、学校関係者の意識や技術の向上を図る。
- ・学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う司書教諭がその職責を十分果たせるよう校内体制を整えるとともに、司書教諭を中心に、学校図書館担当職員や教職員が連携し、各教科・科目等において、学校図書館が一層活用されるよう図る。
- ・「心とからだいきいきキャンペーン」や「ノーテレビデー」等の取組と合わせて、保護者に読書の大切さを啓発する。

イ 学校図書館の機能強化

〈学校図書館の資料の整備・充実〉

- ・「新学校図書館図書整備5カ年計画」に基づく地方財政措置の考え方について市町村に理解を求め、学校図書館の図書の整備を推進する。あわせて県立学校についても図書の整備を進める。
- ・公立図書館と連携して、団体貸出による学級文庫(*)を充実したり、余裕教室やワークスペースに図書を整備するなど、子どもの身近に本がある環境づくりを進める。
- ・鳥取県手話言語条例(*)の理念を踏まえ、県内全ての小中高等学校及び特別支援学校に手話を学ぶ図書等を整備し、学校での手話学習環境の充実と手話に関する理解を深める取組を進める。

〈学校図書館の情報化、機能の充実〉

- ・各学校における高速インターネットの接続、校内LANの整備促進、情報端末機器の増設を図る。また、県立高等学校の図書管理システムの計画的な更新と拡充を図り、情報へのアクセス環境を整える。
- ・学習したことを日々の読書につなげる「読書センター」としての機能のほか、図書館の図書資料や新聞を活用した授業づくりの一助となるような実践例やブックリストを作成する、研修や訪問相談等を授業に反映するなど「学習・情報センター」としての機能の充実を図る。

〈学校図書館を活用するための人的配置の充実〉

- ・司書教諭の全校配置を継続するため、有資格者の養成に努めるとともに、地方交付税措置が講じられている趣旨を踏まえ、学校図書館担当職員の継続的な任用に努め、学校全体で読書活動を推進できる環境を整備する。

*学級文庫：学校図書館から図書資料の学級貸出しを受けて学級に整備した文庫

*鳥取県手話言語条例：平成25年10月11日制定。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、ろう者とりょう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指す。

③特別支援学校(*)

【現状・課題】

各学校において、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱など、子どもの障がいの種類や程度に応じた読書活動を推進することが求められており、全校に司書教諭と学校図書館担当職員を配置して読書活動を進めているほか、担任、司書教諭、学校図書館担当職員等による「おはなし会」を実施している。

保護者への図書等の貸出しを行っている学校もあり、親子で本の楽しさを味わいながら文字や語いの獲得につなげている。

【取組の方向性】

〈図書資料の充実〉

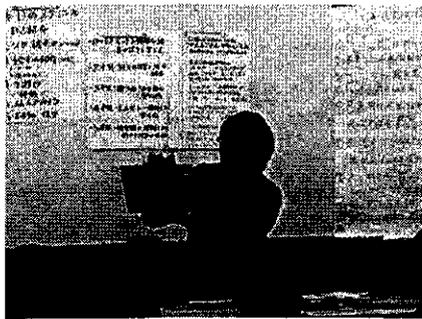
- ・鳥取盲学校の点字図書の貸出しをはじめとして、各学校は、点字図書や録音図書、ビデオ絵本や大活字本など、公立図書館の団体貸出を積極的に利用し、障がいの種類や程度、発達段階に応じた図書の提供を行うほか、図書の選定や環境の工夫に努める。

〈学校図書館担当職員の研修の充実〉

- ・障がいの種類や程度、特性に応じた支援ができるよう、県立図書館では、司書教諭や学校司書に対する専門的な研修の実施や資料相談を支援する。

〈多様な読書活動の推進〉

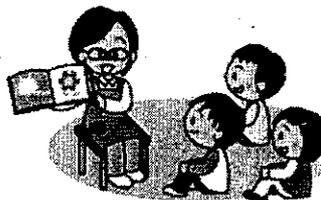
- ・読書ボランティアと連携して、「おはなし会」やブックトーク(*)など、子どもの状態に応じた読書活動を通して、多くの人との交流が得られるよう働きかける。



読書アドバイザーによる絵本の選び方の指導



学校での指導にあたって、読書アドバイザーと授業者が
うち合わせ



* 特別支援学校：障がいのある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う学校。平成19年4月から学校教育法改正により、これまでの「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」となった。

* ブックトーク：子どもや成人の集団を対象に、あらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら本の内容を紹介すること。

2 子どもの読書活動を支える人の育成

子どもが読書に親しむには、子どもの読書活動に携わる人が、子どもと本のより良い出会いをコーディネートするために必要な専門知識と技術を身につけることが重要である。

また、こうした人材が能力・経験を発揮できるよう、学校、図書館、関係団体等が連携し、子どもの読書活動の推進に取り組んでいく。

(1) 図書館職員、司書教諭、学校図書館担当職員等の育成

【現状と課題】

県立図書館では、市町村図書館職員や学校の司書教諭、学校図書館担当職員に対して、スキルアップのための各種専門研修を、県教育センターでは新規採用幼稚園教諭を対象にした読み聞かせ研修や司書教諭研修、教職員を対象にした図書館教育に関する研修を実施している。今後は、子どもの読書活動の核となる専門的職員の研修の一層の高度化、多様化に対応していく必要がある。

【取組の方向性】

- ・ 図書館司書等向けの専門研修を継続して実施するほか、市町村図書館職員や幼稚園教諭、保育士等を対象に、子ども向け図書に関する研修を行う。
- ・ 県から市町村に参加を呼びかけるなどの働きかけのほか、市町村教育委員会等が開催する研修会に講師派遣するなど研修に参加しやすい環境づくりに必要な支援を行う。
- ・ 経験の浅い司書教諭への助言や教員対象の研修会での講演等により、学校図書館に関わる職員の支援を行う。

(2) 読書ボランティア等への支援

【現状と課題】

読書ボランティアは、地域の図書館、公民館、幼稚園、保育所、学校と連携して活動しており、子どもが読書に親しむ機会を提供しており、これらの読書ボランティアのスキルアップのために、公立図書館のほか様々な機関で各種講座、研修が実施されている。

また、子ども読書アドバイザーについても、スキルアップや情報交換のための研修を実施している。

【取組の方向性】

- ・ 子どもの読書活動に携わる読書ボランティア、子ども読書アドバイザーを対象とした研修会を継続実施する。
- ・ 読書ボランティア等と連携・協力し、地域での子どもの読書活動を推進していく。

(3) 子どもの読書活動推進のための連携と理解の促進

【現状と課題】

本県は、公立小中学校全校、県立高等学校全校に司書教諭を配置し、全国的に見ても高い割合で学校図書館担当職員を配置するなど、子どもの読書活動推進のための体制づくりが進んでいる。家庭、地域、学校で子どもの読書活動を推進するためには、専門的な知識を持つ職員の人材育成に努めるとともに、各機関を管理する教育委員会や学校等において、組織全体で子どもの読書活動の意義についての理解を深めることが重要である。また、学校、図書館、関係機関等が連携し、子どもの読書活動推進計画に沿って具体的に取組を展開することが求められる。

【取組の方向性】

- ・ 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第3次計画）」の周知を図り、関係機関が連携して取組を進める。
- ・ 各市町村教育委員会に、子どもの読書活動推進計画の策定や推進体制の整備を働きかける。

3 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

【現状・課題】

家庭、地域、学校における子どもの読書活動を推進していくためには、様々な機会と場をとらえ、子どもの読書活動に関する理解を図り、社会全体の機運を醸成することが必要である。

「子ども読書の日」（4月23日）や「読書週間」（10月27日～11月9日）を中心に、県内図書館、公民館、学校で「おはなし会」や講演会、展示会などの事業や優良図書の紹介が実施されているほか、平成17年度から、県教育委員会を中心に「心とからだいきいきキャンペーン」を展開し、「じっくり本を読もう」も位置づけて生活習慣としての定着を図っている。

また、幼稚園・保育所、小・中学校においても、「ノーテレビデー」と併せて家庭での読書の推進に取り組んでいる。

地域全体で、子どもの読書活動推進を「子どもを育てる地域の課題」ととらえることができるような意識啓発の取組が求められる。

【取組の方向性】

〈キャンペーン等による継続的な啓発〉

- ・関係機関が連携し、「子どもの読書の日」、「子どもの読書週間」等を中心に、子どもたちが読書に親しむ契機となるような普及・啓発に取り組む。
- ・関係機関が連携し、「心とからだいきいきキャンペーン」をはじめとする草の根的な活動を展開し、読書が子どもの生活習慣の一部として定着することを図る。

〈優良図書の紹介〉

- ・関係機関が連携し、優良な図書を家庭、地域に紹介するとともに、こうした優良な図書が、子どもの身近に置かれ、いつでも触れることができるように働きかけていく。

〈優良事例の発信〉

- ・県、市町村、学校、図書館、民間団体の子どもの読書活動に関する取組の情報や、ブックトーク、読書へのアニメーション(*)、ビブリオバトル(書評合戦)(*)などの先駆的・モデル的な優良事例を収集するほか、ホームページ等により積極的に情報提供する。



ビブリオバトルの取組 (倉吉西高)

* 読書へのアニメーション：子どもたちに読書の楽しさを伝え、子どもが生まれながらに持つ「読む力」を引き出すために、また、本を読まない子どもを読むようにするために開発された効果的な読書指導手法のこと。

* ビブリオバトル(書評合戦)：各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションし合い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評会。ビブリオバトルの効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

1 県の推進体制の整備

- 県では、平成15年度に「鳥取県子どもの読書活動推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、毎年、ビジョンの進捗状況や子どもの読書活動に係る取組を検討してきた。
- 平成25年度には、第2次計画期間における成果と課題を検証し、ビジョンの見直しを行った。今後は、新たなビジョンに基づき子どもの読書活動を総合的に推進するため、推進委員会において、県内の推進状況の検証、具体的な取組についての検討を進めるほか、教育委員会の関係各課の役割を明確にし、読書活動の推進について連携して取り組む。また、ブックスタート事業の推進・充実についても、知事部局関係課と連絡を密にしながら取り組む。

2 市町村の推進体制の整備

- 地域を支える次世代の人材を育成することは、県及び市町村にとって重要な責務であり、こうした人材育成に読書が果たす役割も大きい。そのため、首長部局、教育委員会、民間団体が連携した読書活動の推進が必要である。
- 各市町村で長期的に子どもの読書活動の推進に関する取組が行われるためには、「子どもの読書活動推進計画」の策定や、教育委員会、学校、図書館、民間団体の関係者からなる子どもの読書活動推進のための体制づくりが必要である。県教育委員会は、本ビジョンの普及・啓発と合わせて、市町村の推進計画策定の働きかけや見直し、これに伴う体制づくりを必要に応じて支援する。また、策定した子どもの読書活動推進計画に沿って具体的な取組が展開されるよう働きかける。

3 民間団体等の連携・協力の促進

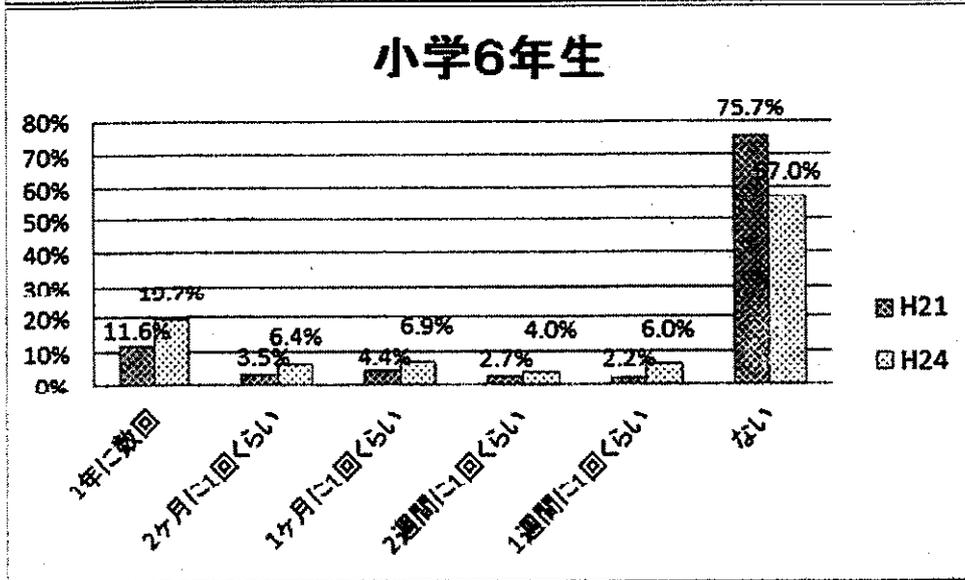
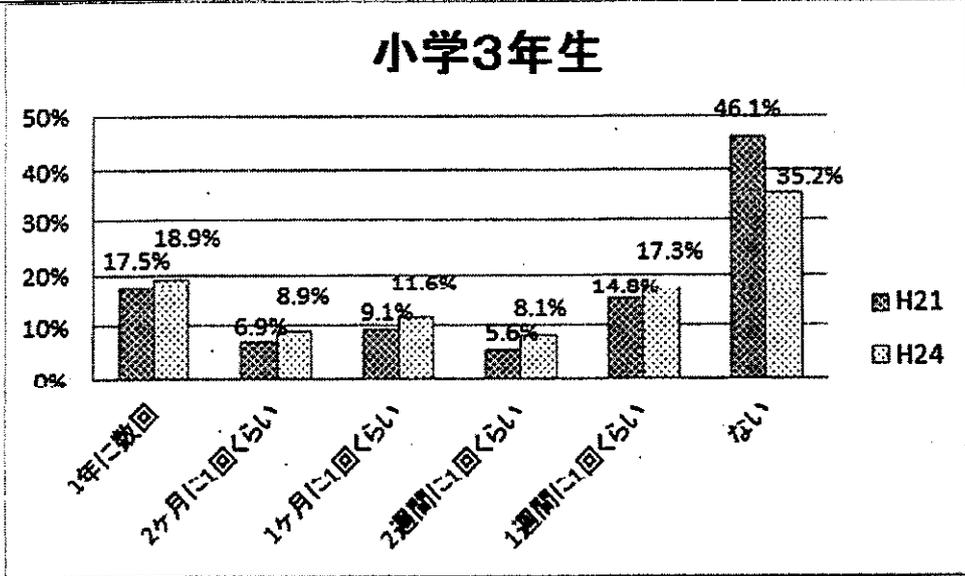
- 子どもの読書活動推進について重要な役割を果たしている民間団体、読書ボランティアは、相互に連携を図って子どもの読書活動を推進していく。
- 書店は、地域において子どもたちが本に接する身近な場所であり、図書館と同様に読書活動推進の一翼を担うことが期待されるため、書店との連携・協力を進める。

資料編

【鳥取県子どもの読書活動に関するアンケート結果】

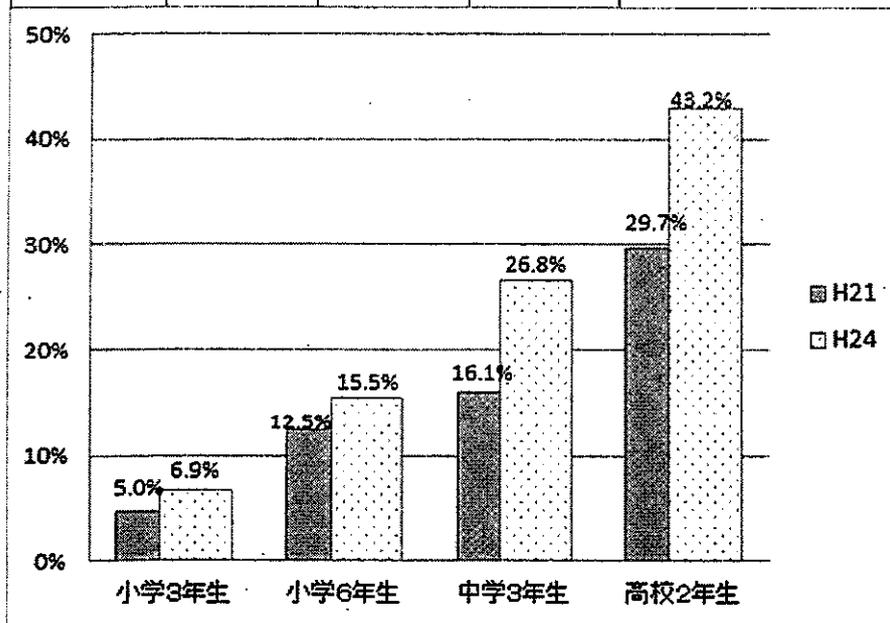
○あなたの家では、親子で一緒に本を読むことがありますか。

区分		1年に数回	2ヶ月に1回くらい	1ヶ月に1回くらい	2週間に1回くらい	1週間に1回くらい	ない
小学3年生	H21	17.5%	6.9%	9.1%	5.6%	14.8%	46.1%
	H24	18.9%	8.9%	11.6%	8.1%	17.3%	35.2%
小学6年生	H21	11.6%	3.5%	4.4%	2.7%	2.2%	75.7%
	H24	19.7%	6.4%	6.9%	4.0%	6.0%	57.0%



○家や図書館で平日、1日に全く「本を読まない」と回答した割合

	H21	H24	増減
小学3年生	5.0%	6.9%	+1.9%
小学6年生	12.5%	15.5%	+3.0%
中学3年生	16.1%	26.8%	+10.7%
高校2年生	29.7%	43.2%	+13.5%

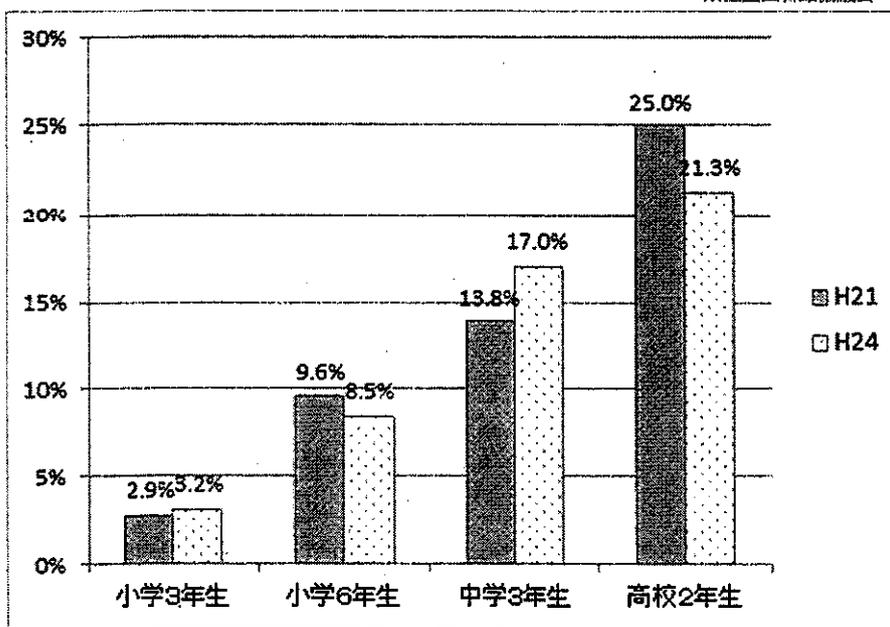


○1ヶ月に読む本が0冊と回答した割合

(アンケート結果)

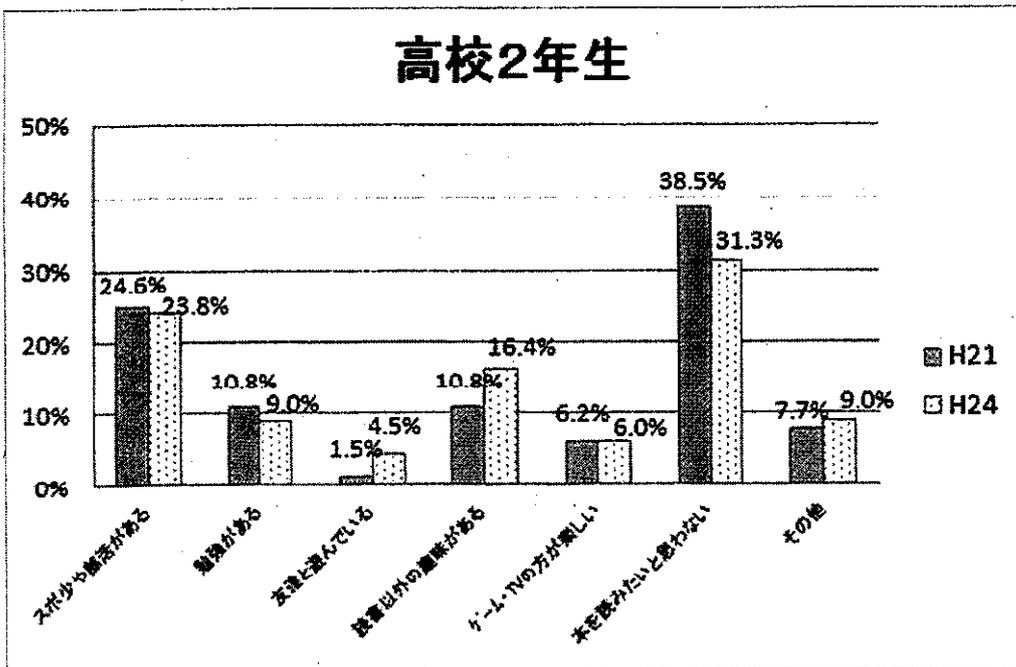
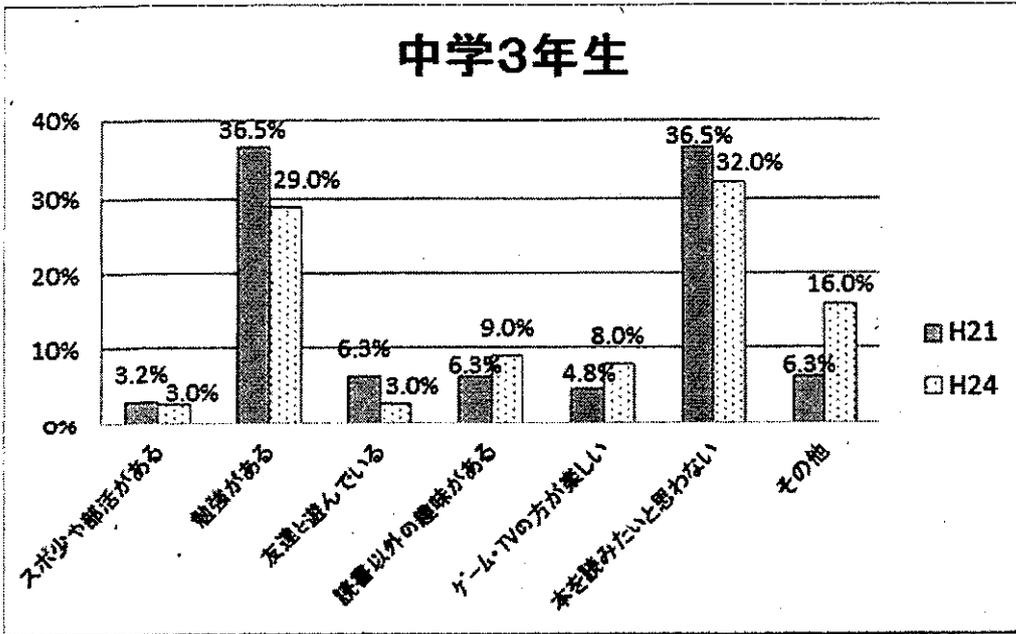
区分	H21	H24	増減	参考：全国図書館協議会調査数値※	
小学3年生	2.9%	3.2%	+0.3%	小学生	4.5%
小学6年生	9.6%	8.5%	-1.1%		
中学3年生	13.8%	17.0%	+3.2%	中学生	16.4%
高校2年生	25.0%	21.3%	-3.7%	高校生	53.2%

※全国図書館協議会「第58回読書調査」



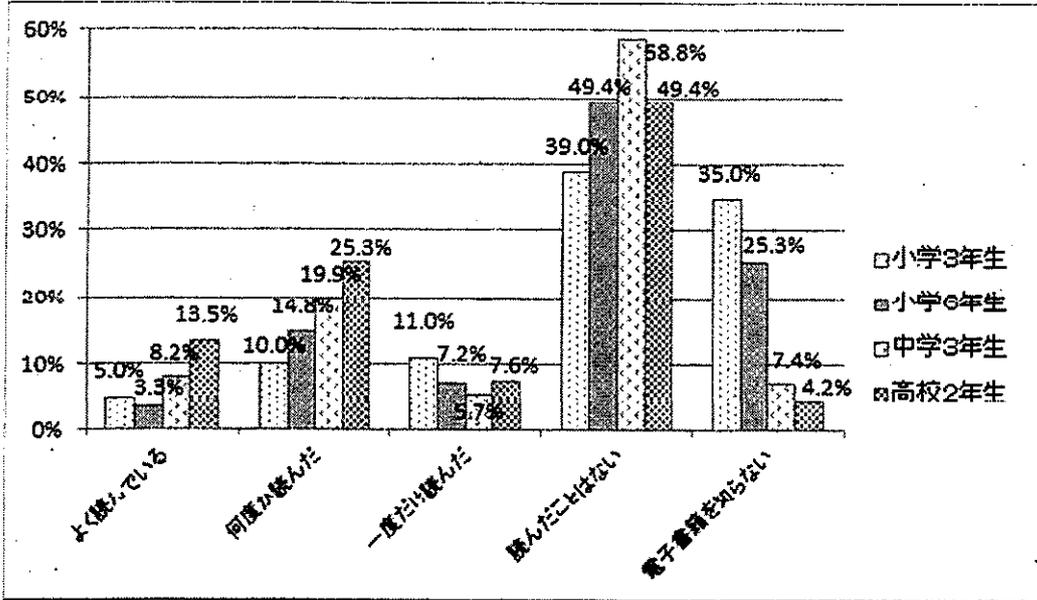
○1ヶ月に1冊も本を読まなかった理由

区分		スポ少や部活がある	勉強がある	友達と遊んでいる	読書以外の趣味がある	ゲーム・TVの方が楽しい	本を読みたいと思わない	その他
中学3年生	H21	3.2%	36.5%	6.3%	6.3%	4.8%	36.5%	6.3%
	H24	3.0%	29.0%	3.0%	9.0%	8.0%	32.0%	16.0%
高校2年生	H21	24.6%	10.8%	1.5%	10.8%	6.2%	38.5%	7.7%
	H24	23.8%	9.0%	4.5%	16.4%	6.0%	31.3%	9.0%



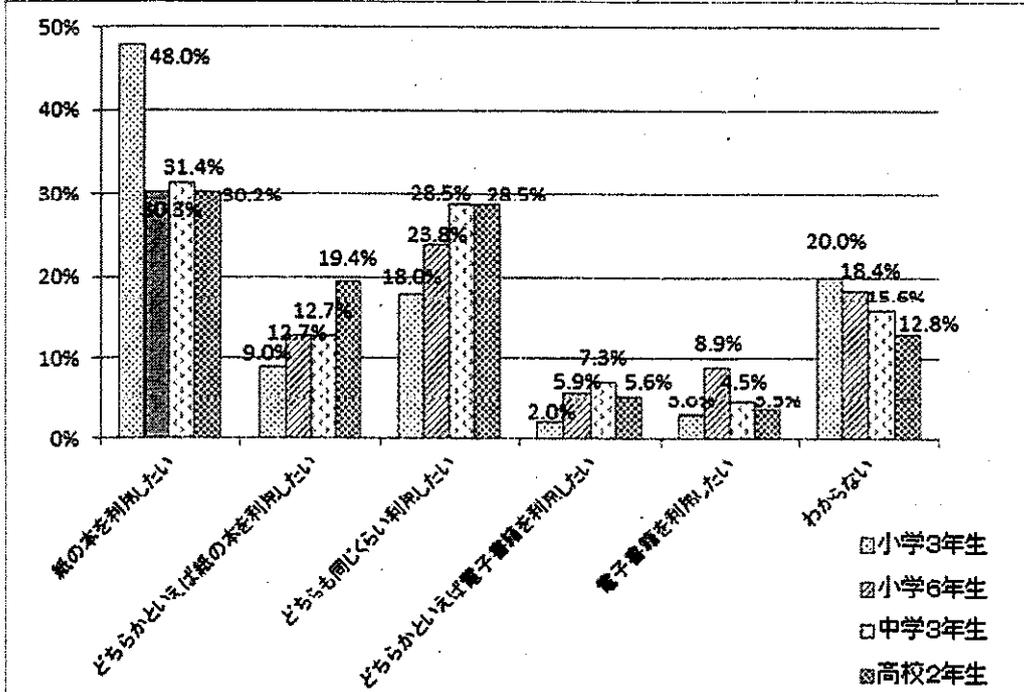
○電子書籍を利用したことはありますか。

区分	よく読んでいる	何度か読んだ	一度だけ読んだ	読んだことはない	電子書籍を知らない
小学3年生	5.0%	10.0%	11.0%	39.0%	35.0%
小学6年生	3.3%	14.8%	7.2%	49.4%	25.3%
中学3年生	8.2%	19.9%	5.7%	58.8%	7.4%
高校2年生	13.5%	25.3%	7.6%	49.4%	4.2%



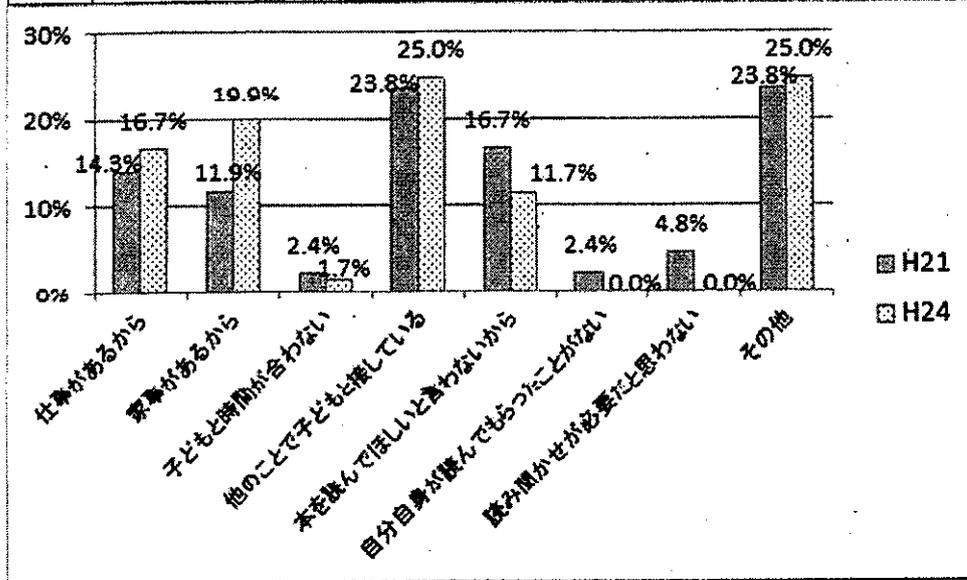
○あなたはこれから紙の本と電子書籍のどちらを利用したいと思いますか。

区分	紙の本を利用したい	どちらかといえば紙の本を利用したい	どちらも同じくらい利用したい	どちらかといえば電子書籍を利用したい	電子書籍を利用したい	わからない
小学3年生	48.0%	9.0%	18.0%	2.0%	3.0%	20.0%
小学6年生	30.3%	12.7%	23.8%	5.9%	8.9%	18.4%
中学3年生	31.4%	12.7%	28.5%	7.3%	4.5%	15.6%
高校2年生	30.2%	19.4%	28.5%	5.6%	3.5%	12.8%



○年長児保護者：お子さんに読み聞かせをしたり、一緒に本を読まない理由

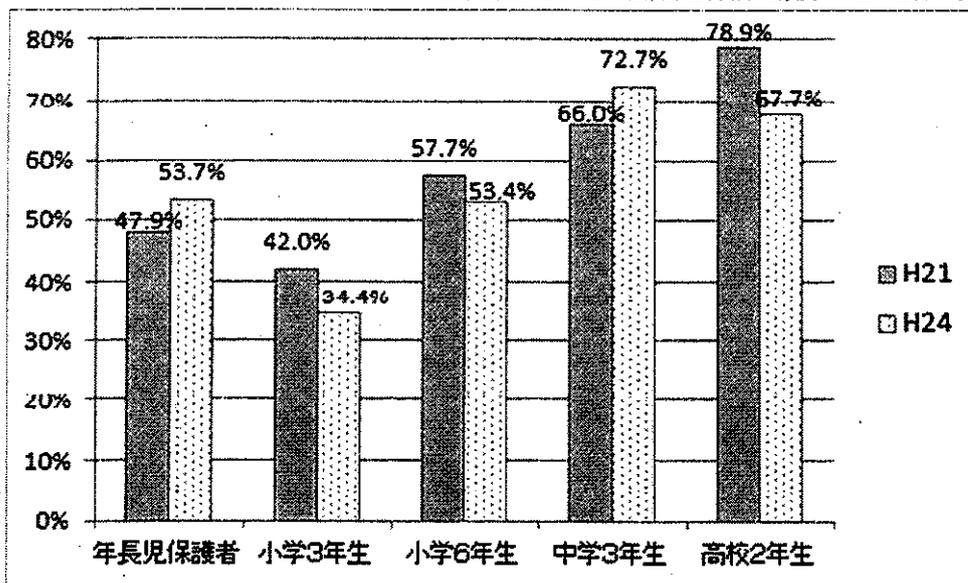
年度	仕事があるから	家事があるから	子どもと時間が合わない	他のことで子どもと接している	本を読んでほしいと言わないから	自分自身が読んでもらったことがない	読み聞かせが必要だと思わない	その他
H21	14.3%	11.9%	2.4%	23.8%	16.7%	2.4%	4.8%	23.8%
H24	16.7%	19.9%	1.7%	25.0%	11.7%	0.0%	0.0%	25.0%



○市町村図書館の利用「0回/月」

区分	H21	H24	増減	参考：全国図書館協議会調査数値※	
保育所・幼稚園年長児保護者	47.9%	53.7%	+5.8%	—	—
小学3年生	42.0%	34.4%	-7.6%	小学生	41.8%
小学6年生	57.7%	53.4%	-4.3%		
中学3年生	66.0%	72.7%	+6.7%	中学生	62.0%
高校2年生	78.9%	67.7%	-11.2%	高校生	72.0%

※本を読むために公共図書館を利用する頻度「ほとんど行かない」の回答割合

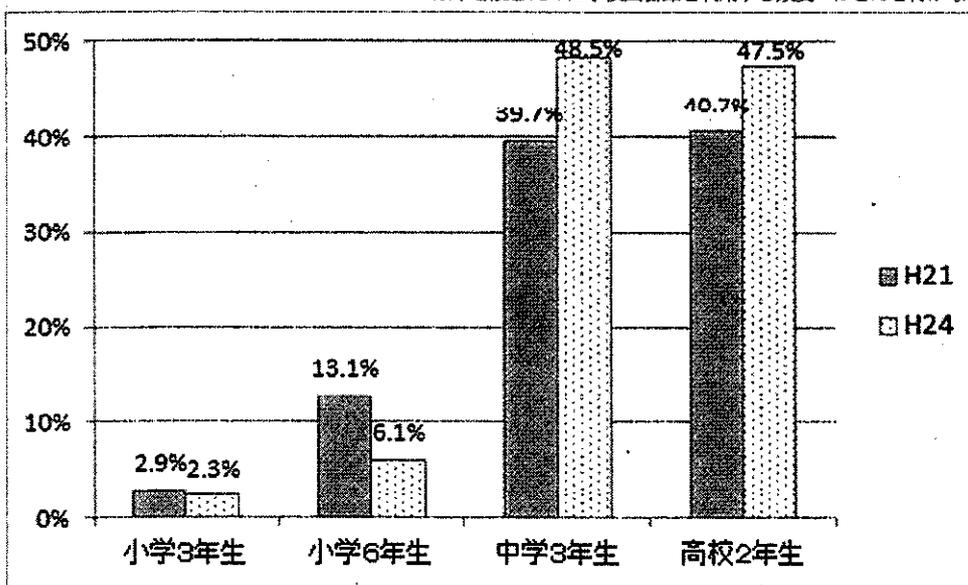


○学校図書館の利用「0回/月」

(アンケート結果)

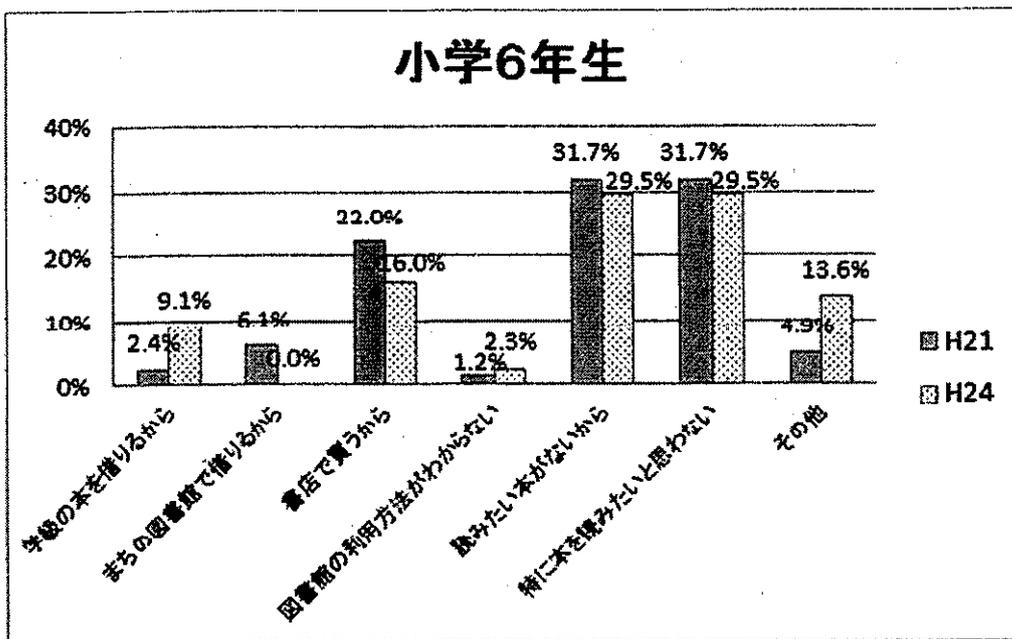
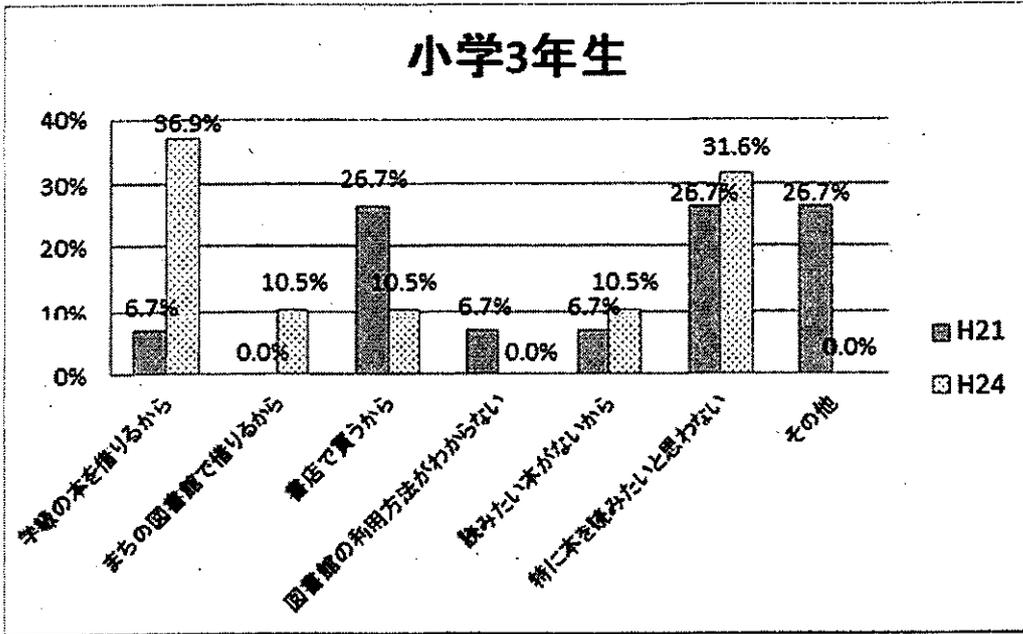
区分	H21	H24	増減	参考：全国図書館協議会調査数値※	
小学3年生	2.9%	2.3%	-0.6%	小学生	14.1%
小学6年生	13.1%	6.1%	-7.0%		
中学3年生	39.7%	48.5%	+8.8%	中学生	41.2%
高校2年生	40.7%	47.5%	+6.8%	高校生	68.9%

※本を読むために学校図書館を利用する頻度「ほとんど行かない」の回答割合



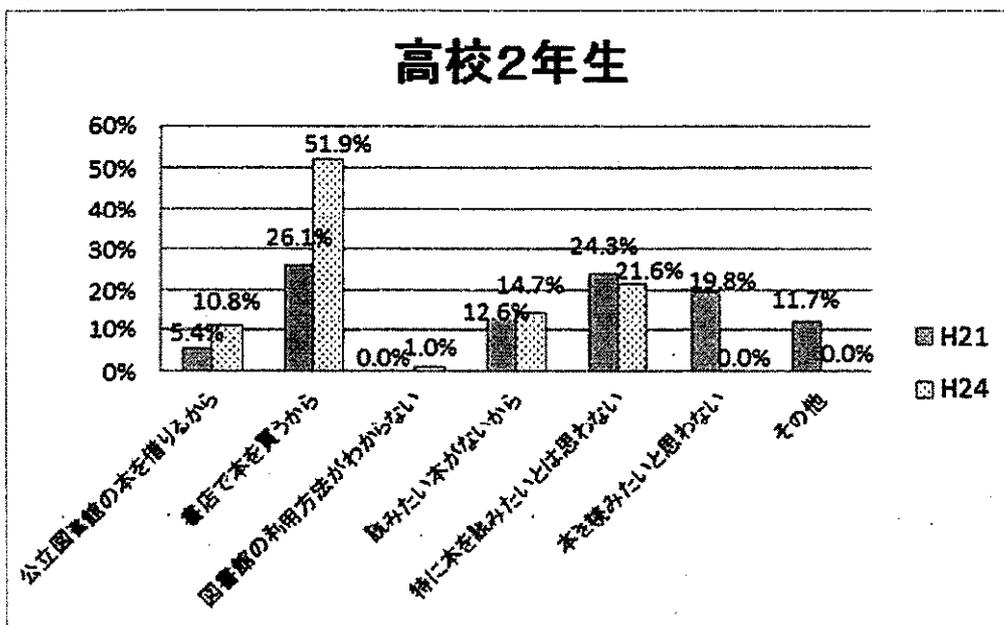
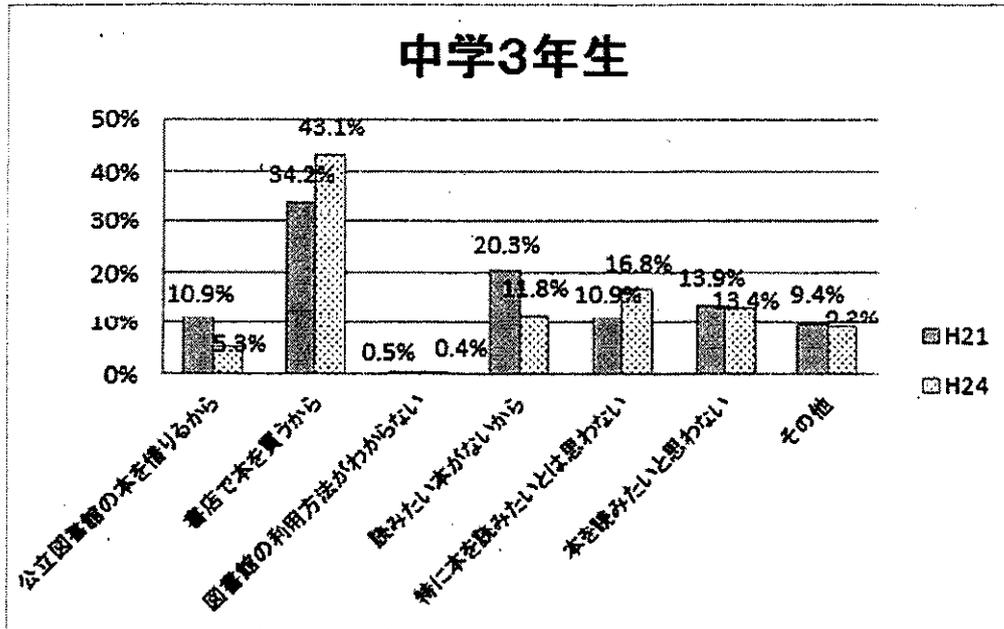
○学校の図書館に行かなかったのはなぜですか (小3、小6)

区分		学級の本を借りるから	まちの図書館で借りるから	書店で買うから	図書館の利用方法がわからない	読みたい本がないから	特に本を読みたいと思わない	その他
小学3年生	H21	6.7%	0.0%	26.7%	6.7%	6.7%	26.7%	26.7%
	H24	36.9%	10.5%	10.5%	0.0%	10.5%	31.6%	0.0%
小学6年生	H21	2.4%	6.1%	22.0%	1.2%	31.7%	31.7%	4.9%
	H24	9.1%	0.0%	16.0%	2.3%	29.5%	29.5%	13.6%



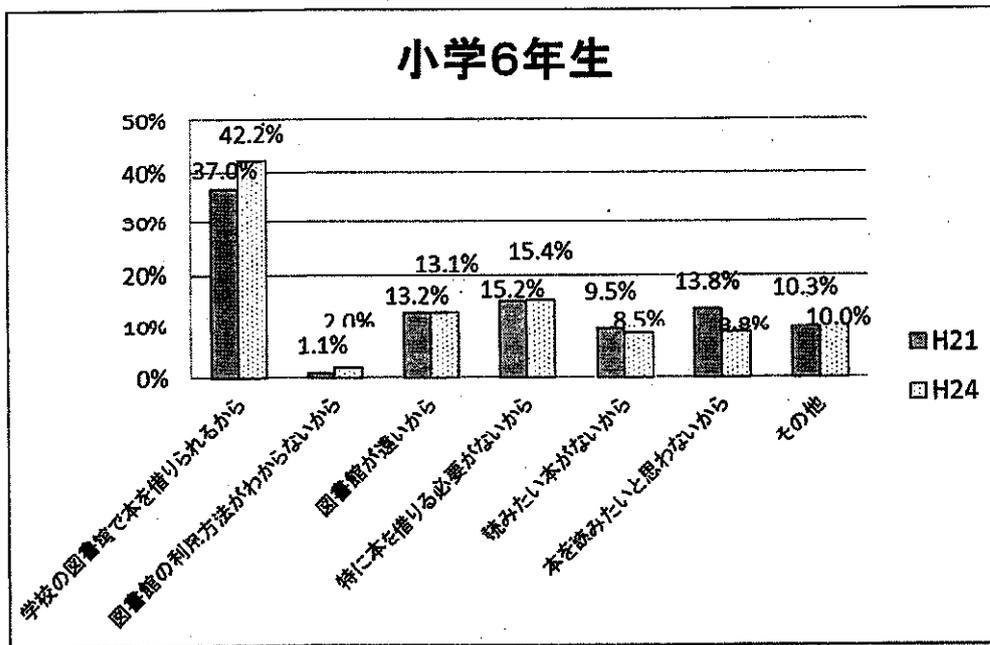
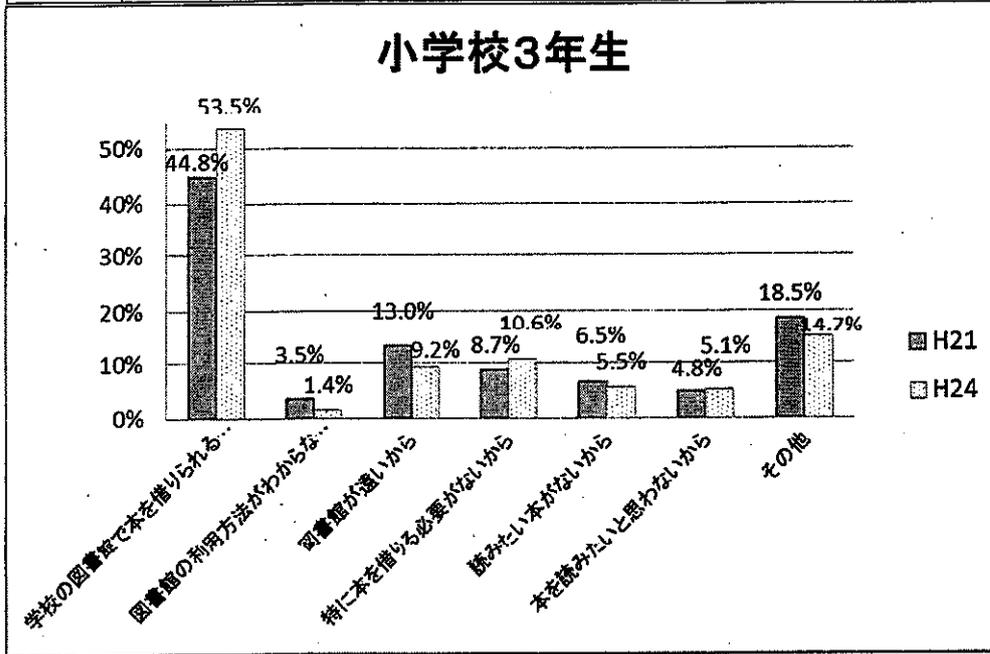
○学校の図書館に行かなかったのはなぜですか (中3、高2)

区分		公立図書館の本を借りるから	書店で本を買うから	図書館の利用方法がわからない	読みたい本がないから	特に本を読みたいとは思わない	本を読みたいと思わない	その他
中学 3年生	H21	10.9%	34.2%	0.5%	20.3%	10.9%	13.9%	9.4%
	H24	5.3%	43.1%	0.4%	11.8%	16.8%	13.4%	9.2%
高校 2年生	H21	5.4%	26.1%	0.0%	12.6%	24.3%	19.8%	11.7%
	H24	10.8%	51.9%	1.0%	14.7%	21.6%	0.0%	0.0%



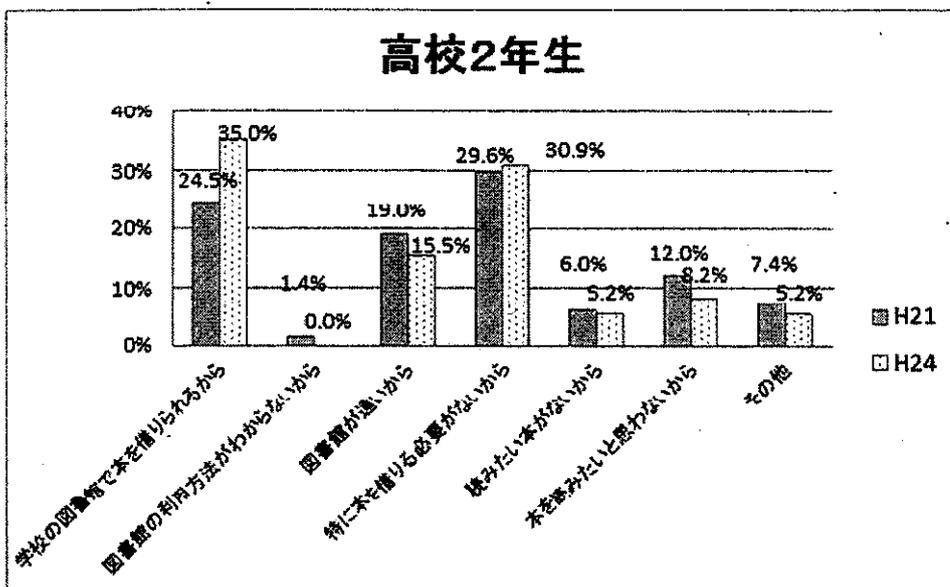
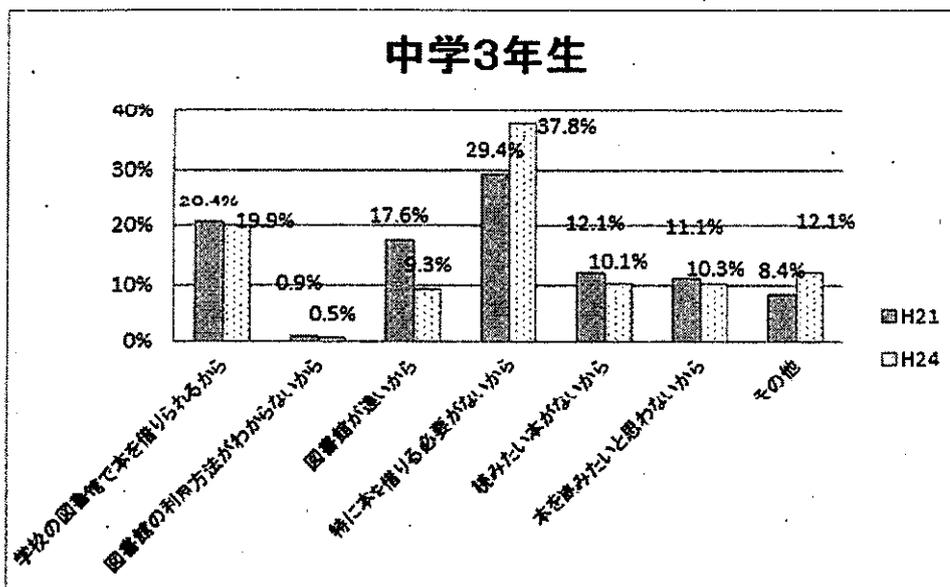
○市町村の図書館に行かなかったのはなぜですか。(小3、小6)

区分		学校の図書館で本を借りられるから	図書館の利用方法がわからないから	図書館が遠いから	特に本を借りる必要がないから	読みたい本がないから	本を読みたいと思わないから	その他
小学 3年生	H21	44.8%	3.5%	13.0%	8.7%	6.5%	4.8%	18.5%
	H24	53.5%	1.4%	9.2%	10.6%	5.5%	5.1%	14.7%
小学 6年生	H21	37.0%	1.1%	13.2%	15.2%	9.5%	13.8%	10.3%
	H24	42.2%	2.0%	13.1%	15.4%	8.5%	8.8%	10.0%



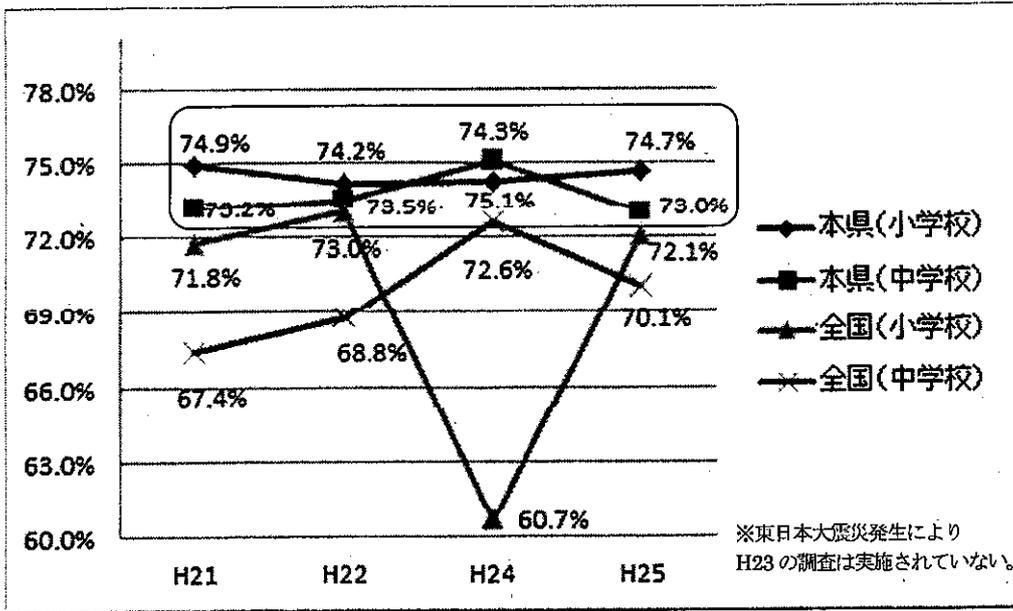
○市町村の図書館に行かなかったのはなぜですか。(中3、高2)

区分		学校の図書館で本を借りられるから	図書館の利用方法がわからないから	図書館が遠いから	特に本を借りる必要がないから	読みたい本がないから	本を読みたいと思わないから	その他
中学 3年生	H21	20.4%	0.9%	17.6%	29.4%	12.1%	11.1%	8.4%
	H24	19.9%	0.5%	9.3%	37.8%	10.1%	10.3%	12.1%
高校 2年生	H21	24.5%	1.4%	19.0%	29.6%	6.0%	12.0%	7.4%
	H24	35.0%	0.0%	15.5%	30.9%	5.2%	8.2%	5.2%



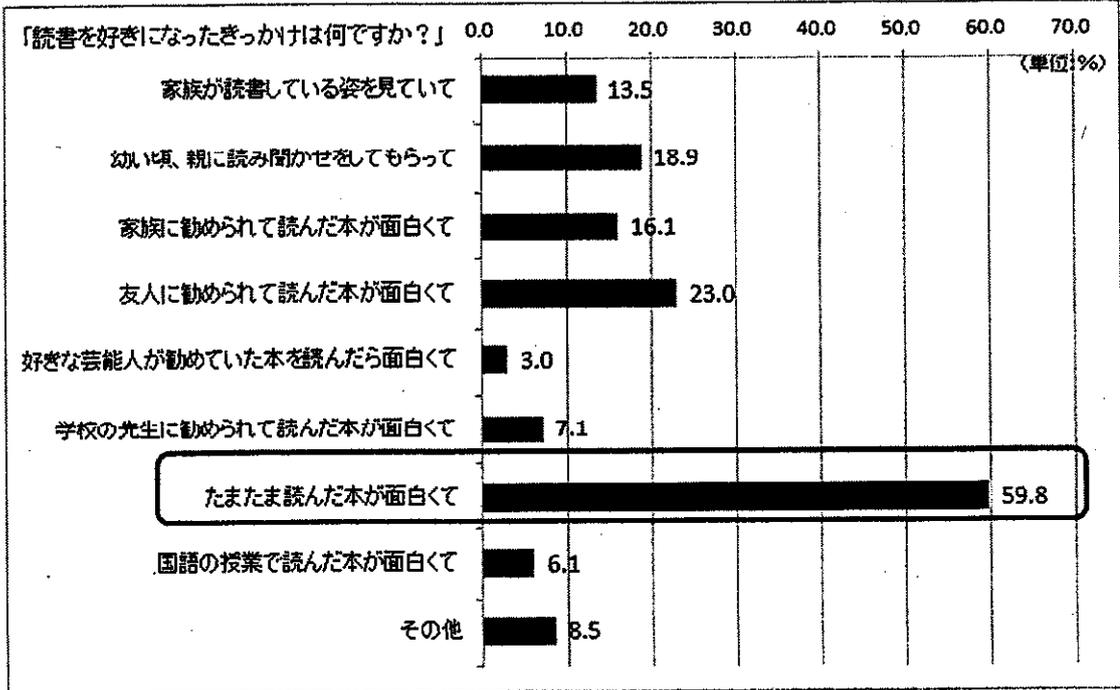
【参考:その他の調査結果】

○「読書は好き」と回答した割合 (全国学力・学習状況調査) (文科省)



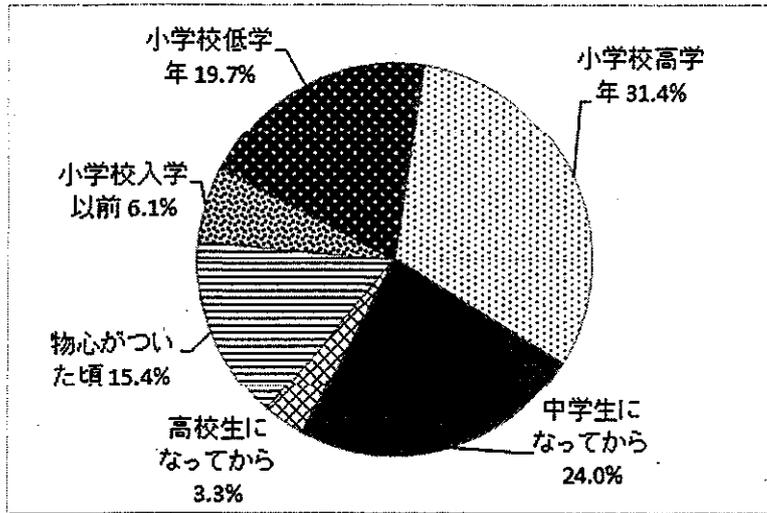
○読書を好きになったきっかけは何ですか？

「現代人の読書実態調査2010」一般財団法人出版文化産業振興財団



○読書を好きになった時期はいつですか。

「現代人の読書実態調査2010」一般財団法人出版文化産業振興財団



○市町立図書館の蔵書等

(県立図書館調べ)

区分	H19.4	H25.4	増加状況
児童書蔵書数	646,342冊	689,749冊	43,407冊増(+6.7%)
団体貸出冊数	307,193冊	311,301冊	4,108冊増(+1.3%)
人口1人あたり年間貸出冊数(県内市町立図書館平均)	3.6冊	4.3冊	0.7冊増(+19.4%)

○図書館のサービス数値の全国対比(人口1人あたり)

(県立図書館調べ)

区分	本県	全国
	県内市町立図書館平均(H25)	人口10万人以上15万人未満市立図書館平均(H24)
年間貸出冊数	4.3冊	6.1冊
蔵書冊数	4冊	3.5冊
資料費	236円	253.5円

○司書教諭等の配置状況

(「H24 学校図書館の現状に関する調査」(文科省))

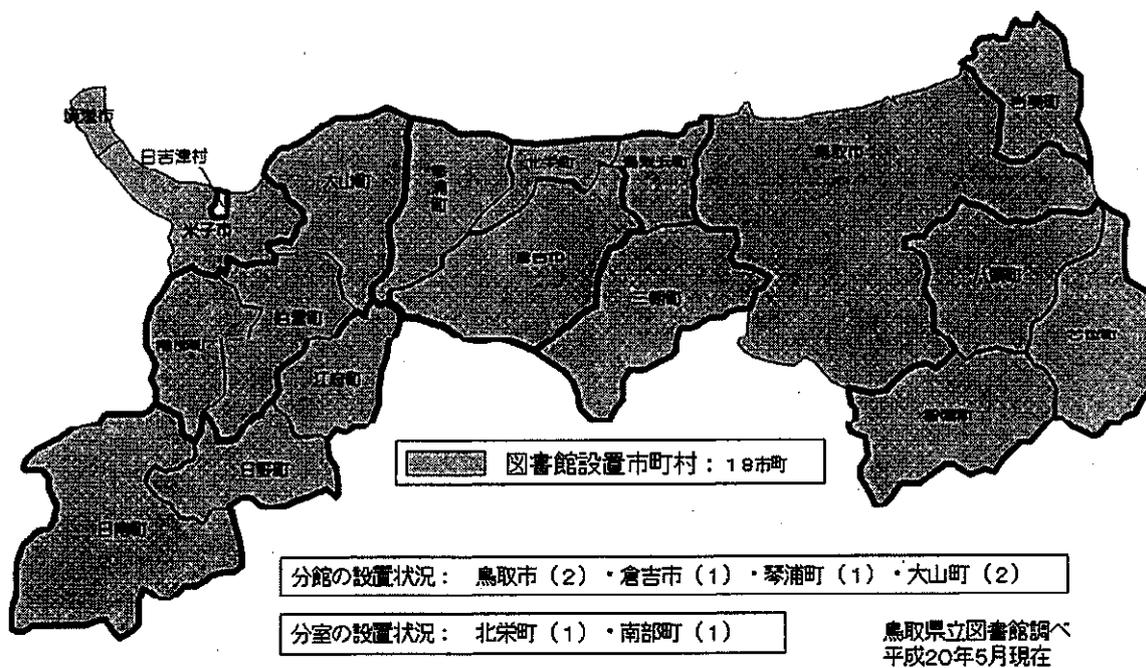
区分	鳥取県
公立小・中学校、県立高等学校の司書教諭配置	全校配置(全国1位)
学校図書館担当職員(学校司書)の配置率	小学校 92.5%(全国6位)(全国公立学校平均47.9%)
	中学校 98.3%(全国1位)(全国公立学校平均47.6%)
	高等学校 100.0%(全国1位)(全国公立学校平均71.0%)

※全国公立学校平均:常勤・非常勤を含んだ数値

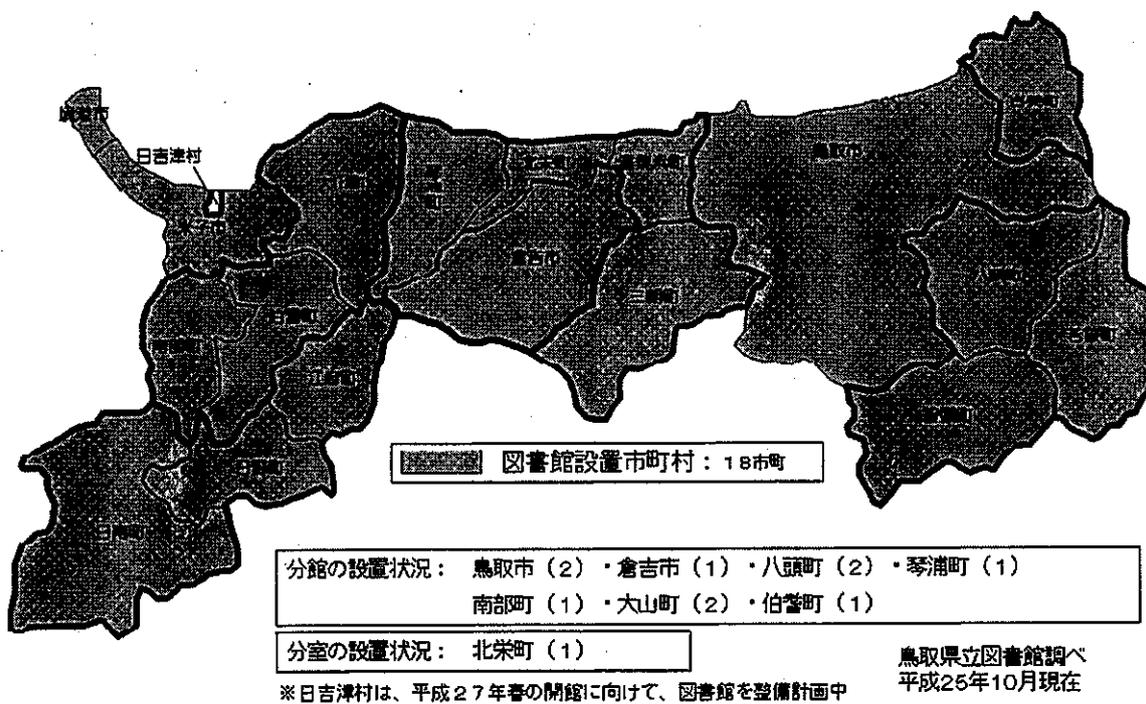
○県内公民館、児童館数

区分	H20	H25
公民館数(家庭・地域教育課調べ)	198(H20.4時点)	195(H25.4時点)
児童館数(子育て応援課調べ)	48(H20.8時点)	49(H25.10時点)

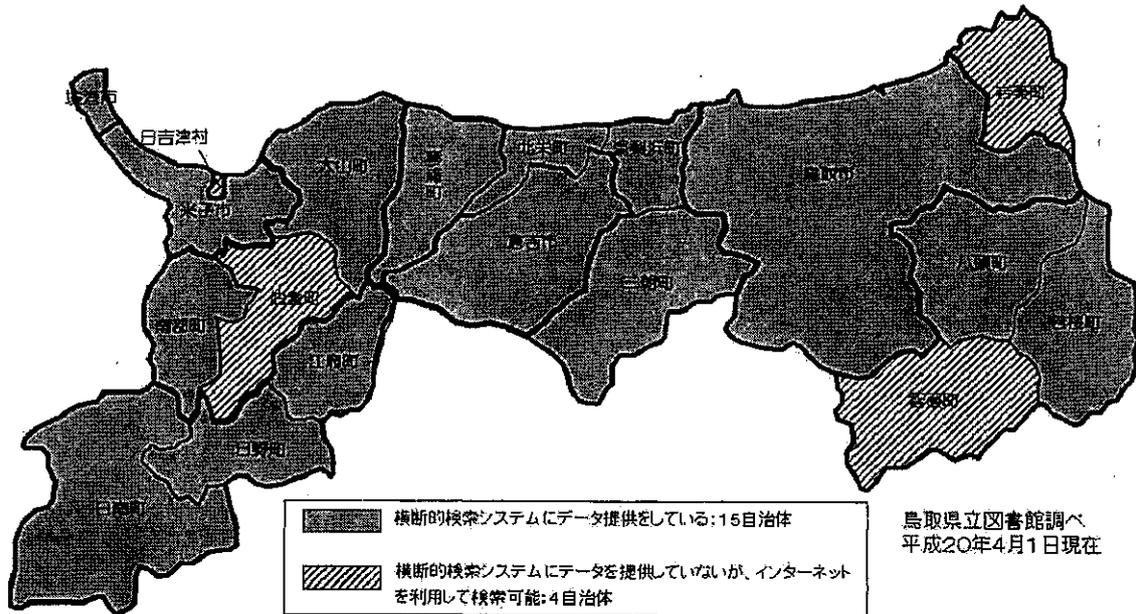
平成20年 市町村図書館の整備状況



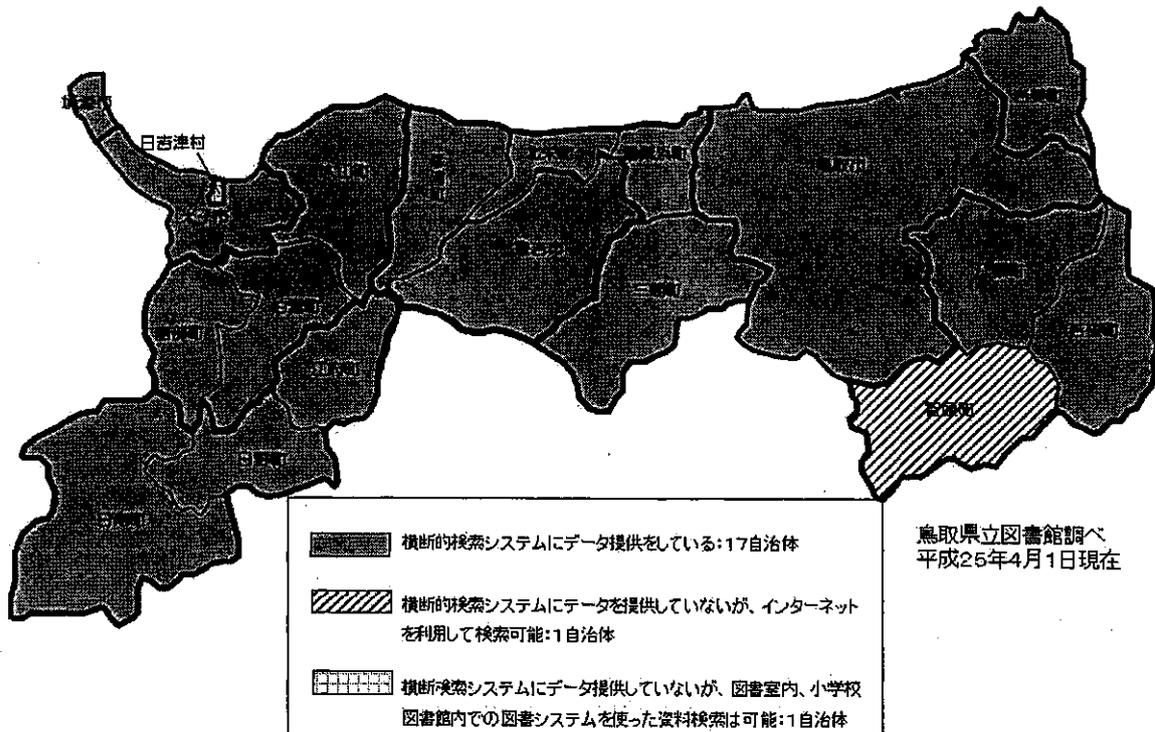
平成25年 市町村図書館の整備状況



平成20年 市町立図書館・公民館図書室の横断検索状況



平成25年 市町立図書館・公民館図書室の横断検索状況



鳥取県内図書館一覧

市町村図書館・図書室

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取県立図書館	680-0017	鳥取市尚徳町 101	0857-26-8155
鳥取市立中央図書館	680-0845	鳥取市富安 2-138-4	0857-27-5182
鳥取市立用瀬図書館	689-1201	鳥取市用瀬町用瀬 104-2	0858-87-2702
鳥取市立気高図書館	689-0334	鳥取市気高町北浜 3-121-6	0857-37-6036
米子市立図書館	683-0822	米子市中町 8	0859-22-2612
倉吉市立図書館	682-0816	倉吉市駄経寺町 187-1	0858-47-1183
倉吉市立せきがね図書館	682-0402	倉吉市関金町大鳥居 193-1	0858-45-2523
境港市民図書館	684-8501	境港市上道町 3000	0859-47-1099
岩美町立図書館	681-0003	岩美町浦富 1038-6	0857-72-0510
八頭町立郡家図書館	680-0463	八頭町宮谷 256-4	0858-72-6660
八頭町立船岡図書館	680-0471	八頭町船岡 539-1	0858-72-3970
八頭町立八束図書館	680-0601	八頭町北山 48-1	0858-84-6622
若桜町立わかさ生涯学習情報館	680-0701	若桜町若桜 751	0858-82-6860
智頭町立智頭図書館	689-1402	智頭町智頭 2076-2	0858-75-4123
湯梨浜町立図書館	689-0714	湯梨浜町龍島 497	0858-48-6012
町立みささ図書館	682-0195	三朝町大瀬 999-2	0858-43-1145
北栄町図書館	689-2221	北栄町由良宿 803-1	0858-37-5515
北栄町図書館北条分室	689-2111	北栄町土下 112	0858-36-3219
琴浦町図書館	689-2303	琴浦町徳万 266-5	0858-52-1115
琴浦町図書館赤碕分館	689-2501	琴浦町赤碕 1140-1	0858-55-7547
南部町立法勝寺図書館	683-0351	南部町法勝寺 342	0859-66-4463
南部町立天萬図書館	683-0201	南部町天萬 558	0859-64-3791
伯耆町溝口図書館	689-4292	伯耆町溝口 652-1	0859-62-0717
伯耆町岸本図書館	689-4133	伯耆町吉長 49	0859-68-3617
日吉津村中央公民館図書室	689-3553	日吉津村日吉津 965-1	0859-27-0606
大山町立図書館	689-3111	大山町赤坂 766-1	0858-49-3010
大山町立図書館大山分館	689-3332	大山町末長 269-1	0859-53-3003
大山町立図書館名和分館	689-3211	大山町御来屋 263-1	0859-54-2688
日南町図書館	689-5212	日南町霞 785	0859-77-1112
日野町図書館	689-4503	日野町根雨 129-1	0859-72-1300
江府町立図書館	689-4401	江府町江尾 1944-2	0859-75-2005

大学・高等専門学校図書館

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取大学付属図書館	680-8554	鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5672
鳥取大学医学図書館	683-8503	米子市西町 86	0859-38-6461
鳥取短期大学図書館	682-8555	倉吉市福庭 854	0858-26-9121
米子工業高等専門学校図書館 情報センター	683-8502	米子市彦名町 4448	0859-24-5028
鳥取環境大学情報メディアセンター	689-1111	鳥取市若葉台北 1-1-1	0857-38-6700

点字図書館

名称	郵便番号	所在地	電話番号
鳥取県ライトハウス点字図書館	683-0001	米子市皆生温泉 3丁目 18-3	0859-22-7655

鳥取県子ども読書アドバイザー派遣事業

本の大好きな子どもを育てるために

『読み聞かせ』について学んでみませんか？

**子ども読書アドバイザーを
各種研修会に派遣します！**

申込受付中

子どもの読書に関する専門的な知識や読み聞かせ等の豊富な経験を持つ「鳥取県子ども読書アドバイザー（講師）」を派遣します！

【対象】・学校等の読み聞かせボランティアグループ（主に初心者）の研修会
・小・中学校 読書部、読書推進の推進部研修会（個人参加可）
・中学・高校生等の読書学習会等
※ただし10名以上の参加が必要です。



研修内容

子どもの読書についての疑問や相談にお答えします！
(50～90分程度の研修会)

- | 【読書アドバイザーの研修】 | 【ボランティア向けの研修】 |
|---------------|-----------------|
| ★読み聞かせの大切さ | ★読み聞かせの本 |
| ★子育てと読み聞かせ | ★読書の考え方 |
| ★読み聞かせのポイント | ★ボランティアに期待される役割 |
| ★絵本や児童書の選び方 | ★読み聞かせのお悩み相談 |
| ★読み聞かせしてみよう | |

無料
国への謝金と旅費を
県教育委員会が
負担します。

～派遣先からの感想(一部)～

【子育て支援センター】

- ・家庭の絵本離れを感じています。興味を引く玩具で遊んでいる姿をよく目にします。絵本を玩具のひとつと捉えてもっと身近に感じてほしい。絵本の楽しさを親にも知ってほしい。
- ・お母さん方が絵本の読み聞かせの時間よりビデオ視聴を優先される姿が気になっている。乳幼児の子育ての中で、絵本とふれあう時間が心の成長にどれだけ大切かということのをこれからも伝えていきたい。

【保護者】

- ・絵本を通してスキンシップがとれる、と教えていただいたが、自分は絵本を読みながら子どもとちゃんとスキンシップがとれているか考えさせられた。これを機会に毎晩読み聞かせができる母親になりたい。
- ・たくさん読んであげて、今しかない子育てを楽しみたい。
- ・本の借り方も、子どもが読みたいものと読んでやりたいもの両方を借りるなど、興味が広がるように工夫して取り組んでいきたい。

【読み聞かせボランティア】

- ・読み聞かせの効果を再認識した。メディアに負けないよう生の声で子ども達とコミュニケーションがとれることを保護者にもっとアピールしていきたい。
- ・読み聞かせは何のためであるかを教えていただき、ボランティアとしての目的感が変わりました。それによって子ども達との接し方からすべて変わるような気がします。また、技術だけでなく、心のスキルアップも重要だと思いました。

鳥取県子どもの読書活動推進委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県子どもの読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(調査審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第2で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 鳥取県の子どもの読書活動の推進施策に関する事項

(委員)

第3条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあつては委員会の庶務を行う所属の長）が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年11月13日から施行する。

鳥取県子どもの読書活動推進委員会 委員

氏 名	役職等
池田 緑	おはなしグループがらがらどん代表
井澤 尚之	鳥取県書店商業組合 理事
倉光 信一郎	米子市立尚徳小学校長
宍道 勉	鳥取短期大学 准教授
田村 晴夫	鳥取市立中央図書館 副館長
中山 美穂	倉吉市立図書館 司書
西川 昌孝	私立幼稚園 PTA 連合会会長
長谷岡 真由美	大山町教育委員会幼児教育課長補佐
皆川 恵子	鳥取市立北中学校 司書教諭
宮脇 真理	県立倉吉西高等学校 司書
渡邊 眞子	絵本の会 ほしのぎんか代表

(平成26年3月時点／50音順)

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号制定

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策につ

いての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する付帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必

要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

国民読書年に関する決議

衆議院本会議

国民読書年に関する決議(第一六九回国会、決議第二号)

平成20年6月6日

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年(西暦一九九九年)に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年(西暦二〇〇一年)には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年(西暦二〇〇五年)には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年(西暦二〇一〇年)を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(笹川堯君外十二名提出)

参議院本会議

国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(西岡武夫君外六名発議)

鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン

平成26年3月発行

発行：鳥取県教育委員会事務局家庭・地域教育課

〒680-8570 鳥取市東町1丁目271番地

電 話：0857-26-7521

ファクシミリ：0857-26-8175